

令和3年第3回定例会会議録（第3号）

令和3年9月16日

○出席議員（23名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
教育部長	柏木正義君	消防長	須崎良一君
上下水道局次長	山内佳久君	総務部次長	工藤将之君
職員課長	河野伸久君	財政課長	矢野義知君
産業政策課長	竹元徹君	障害福祉課長	大久保智君

子育て支援課長	宇都宮 尚 代 君	いきいき健幸部次長	大 野 高 之 君
健康推進課長	樋 田 英 彦 君	スポーツ推進課長	中 西 郁 夫 君
都市計画課長	籠 田 真一郎 君	都市整備課長	山 田 栄 治 君
都市整備課参事	安 部 英 樹 君	秘書広報課長	大 町 史 君
防災危機管理課長	中 村 幸 次 君	教育政策課長	奥 茂 夫 君
教育政策課参事	森 本 悦 子 君	学校教育課長	北 村 俊 雄 君
社会教育課長	古 本 昭 彦 君		

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 能 成

○議事日程表（第3号）

令和3年9月16日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○23番（泉 武弘君） 今日は、B－b i z L I N Kの問題だけを1時間質問させていただきます。

平成29年に、別府市はB－b i z L I N Kを立ち上げました。正式には「別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N K」というふうに呼んでいます。この社団法人が何をすべきかというのが、この定款に示されています。この定款の目的をみますと、この法人は、「別府市の地域の振興に関する諸施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため事業を行う」としています。

29年に立ち上がりましたこのB－b i z L I N Kの代表理事が、副市長の阿南副市長が筆頭理事を務めています。

では、このB－b i z L I N Kと別府市との財政上の問題はどのようなものがあるのかということをも市の提出資料から見ていきます。

まず、平成29年度、令和元年度は決算額で見えていきます。令和2年度は3月の補正後の額です。令和3年度は予算額の合計額から見ていきますと、このB－b i z L I N Kに対して委託料として2億3,700万円を支出していますし、また支出しようとしています。このように申し上げてもなかなか分かりにくいと思うのですが、別府市の市長が、別府市の副市長が務めるB－b i z L I N Kにこのような事業を委託しようと実はしているわけです。

同じような決算年次で見えていきますと、負担金が約7億円という資料提出がありました。委託料と負担金の合計額は、9億3,700万円となっています。

それで、さらにこのB－b i z L I N Kには、別府市から職員を派遣いたしておりますが、今まで派遣した職員人件費は、市民の皆さん方の税金から施設運営管理料として1億1,869万円をこのB－b i z L I N Kに人件費として負担をしているわけでございます。

これも産業政策課から以前提出された資料に基づいて説明しますと、令和元年度まで別府市がB－b i z L I N Kに対しての事業委託金2億600万円のうち、B－b i z L I N Kは市から受けた仕事をほかの業者に再委託していますが、その金額は1億1,370万円で、委託料と再委託の差額は9,300万円というふうに資料ではなっています。

これから質問することは、なぜB－b i z L I N Kにこれだけ多額の運営費の負担を税金から出すことができたのか、なぜこれほど多額の負担金を出さなければならないのか、なぜ多くの業務をB－b i z L I N Kに、価格競争のない随意契約で委託したのか。通常、公金支出の際には、競争させることによって税金の支出を減額しようという試みを持ちます。それが一般競争入札ですが、このB－b i z L I N Kだけは不思議と随意契約が大部分です。なぜ随意契約なのか、この点もただしていきます。

次に、B－b i z L I N Kに対して、B－b i z L I N Kは、市から受けた仕事をほかの業者に大部分再委託をしています。こういうことなのですね。別府市から34件事業委託をしています。この大部分をまたほかの業者にB－b i z L I N Kは再委託をしている。なぜそういうことをしたのだろう、なぜそういうことができるのだろうということもただしていきたいと思います。

そこで、最初にお尋ね申し上げますのは、別府市がこれまで多額の負担金をB－b i z

L I N Kに負担いたしていますけれども、この内容を決算書類から見ていると、私の間違いでなければ、派遣職員の人件費、光熱水費、通信運搬費、保険料、清掃費、事務所借上料、駐車場借上料、このようなものが負担金としてB－b i z L I N Kに支出されているというふうに私は理解をしていますが、この理解は間違いではないでしょうか。もし間違いであれば正してください。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

まず初めに、議員の御質問のなぜ負担金を支払うのかというところですが、（発言する者あり）まず、なぜ負担金を支払うのかという、B－b i z L I N Kがどのように設立されたのかというところから御説明しないと分かりづらいと思います。私は、当時、地方創生の担当をしておりましたので、若干そのところから御説明をさせていただきます。

平成26年、国は、まち・ひと・しごと創生法、つまり地方創生推進法で定めました自治体の自主的な地方創生に関する計画、別府市の総合戦略を策定するに当たりまして、民間を中心として広く意見を聞き策定することと示しました。

本市では、平成27年に産官学金労言の各界各層から選任された24名の委員で構成されましたべっぷ「感動・共創・夢」会議において、本市が目指す地方創生に関する様々な施策や目標が決定され、併せて地方創生施策の事業推進主体として産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kの設立の必要性や設立も含め、27年10月に別府市総合戦略が策定され、国にも提出し認定を受けました。その後、早速平成27年、産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kの設立に向けた調査事業を行いまして、国から交付金もいただきまして実施をしました。平成29年、議員が言われましたように、本市の地方創生推進主体となるB－b i z L I N Kが設立されたわけでございます。

これも議員がおっしゃいましたけれども、B－b i z L I N Kの法人の設立の目的は、別府市の地域振興に関する諸施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活の向上に寄与することを目的とするところであります。そういった経緯から、B－b i z L I N Kに地方創生の推進をする必要性から、やはり負担金は支出したということでございます。

○23番（泉 武弘君） だから、どうしたのですか。だから、あなたは何を訴えたいの。私は、このB－b i z L I N Kの創立時からの資料を全部読んでいます。今、部長が答弁されたとおりのことです。そのことについて私はお聞きしているのではないのですね。そのことは、議員ですから、配付された資料、また調査をかけた資料で経緯等は十分知っていますから、その点だけは最初におことわりしておきますね。

私が今申し上げたのは、お尋ねしたのは、駐車場の借り上げとかこういうものは運営費から負担しているけれども、この事実は間違いはないかということをお聞きしたのですよ。だから、間違いがなければ間違いはない。この、今申し上げた中でどの項目が違っているのか。違っていれば違っている。これを訂正してください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

別府市から支出しておりますB－b i z L I N Kの管理運営費の中に、先ほど議員がおっしゃいました駐車場代等は含んでおります。間違いございません。

○23番（泉 武弘君） 今、産業政策課長の答弁を実は最終的に、部長、期待していたのですよ。部長が一方的に、僕から指摘されるのが嫌だからそういう経緯を話したのだと思うのですけれどもね、後、後段ね、その部分についてのお尋ねをするようになっていきますから、安心して質問をお待ちください。

2年度までのB－b i z L I N K、B－b i z L I N Kというよりも、別府市が一般社団法人B－b i z L I N Kに委託した事業を見ていきますね。このようになっています。

す。令和2年度までの別府市からB－b i z L I N Kに対する委託事業件数と金額を見ますと、36の事業を委託しています。委託金額は2億2,196万円となっていますが、この委託事業36件の大部分が入札、競争入札をしない。でもB－b i z L I N Kさん、おたくにお願いしますよと随意的契約、このように私は見えますが、これは間違いでしょうか。もし間違いであれば訂正してください。

○観光・産業部長（松川幸路君） 繰り返しの答弁になるかとは思いますが、どうして随意契約なのかということだと思いますが、これは先ほど申し上げましたとおり平成26年のまち・ひと・しごと創生法から地方推進を進めるに当たりまして設立されたB－b i z L I N K、B－b i z L I N Kの法人の目的につきましても、別府の地方創生の推進というところを行う法人であるということでもあります。

○23番（泉 武弘君） 先ほど僕は冒頭言いましたね、なぜ随意契約なのかについてもお尋ねしますよ。まだそこに行っていないの、部長。私が今お尋ねしているのは、36件の事業委託の大部分が随意契約ですかと聞いている。それだけを答えてください。

○観光・産業部長（松川幸路君） 随意契約と言われれば、それは随意契約でございます。（発言する者あり）

○議長（松川章三君） もう一度。

○観光・産業部長（松川幸路君） 契約の方法を問われれば、随意契約でございます。

○23番（泉 武弘君） 問われればではなくて、私がお聞きしているのですね、随意契約と理解していいのですかと聞いている。だから、随意契約ですよ。

別府市が、別府市の長野市長が、一般社団法人の代表理事を務める阿南副市長が主宰するこのB－b i z L I N Kに発注した36件の業務は、価格の競争をしない随意契約であったということを実は確認したかったのです。だから後ほど、なぜ随意契約なのかと今から聞きます。いいですか。

この中でB－b i z L I N Kは、ここで一つ問題点が出る。まず、今随意契約という問題が出ましたね。価格競争をしないでB－b i z L I N Kに事業委託をしたのですよというのが一つの問題があります。

もう一つの問題は、B－b i z L I N Kが市から受けた仕事の36の事業のうち18の事業を自らが処理せず、ほかの業者に再委託しているというふうな資料が出てきていますが、これは間違いですか。間違っていれば間違っている、どこが間違っているということを訂正してください。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

以前御答弁をさせていただいたかと思いますが、その再委託という点についてですけれども、一括再委託ということで、工事でいえば丸投げみたいなことは、決してB－b i z L I N Kでやっているわけではございませんので、いろんな形で企画・調整しながら、そしてプロデュースということで、一つの例としてワールドカップの際のファンゾーンの件も御説明をさせていただきました。専門的な設営にかかる部分とか、そういう部分についてはやはり外注しないとイケない。それから、例えば印刷物をつくる場合においても専門的なカラー印刷とか、その部分は原稿・案はB－b i zでつくるにしても、そういう成果品をつくるに至るまでは外注というのは当然あるわけでございますので、それをもって再委託はよろしくないということには当たらないと思っておりますし、必要な部分だけ委託に出して、そしてその部分はやっていただいているということでございます。

○23番（泉 武弘君） 泉武弘というのは、執行部にとってみると忌み嫌われているのかもしれないですが、あまり構えないでください。僕が今お尋ねしたのは、再委託の件数はこれでいいのですかと聞いたのですよ。再委託の件数はこれでいいのですか。

今から、副市長ね、再委託がなぜいいのか、法的にどうなのかというのは、今からの問

題なのです。だから再委託件数、これでいいのですか、どうですか。答弁してください。

○議長（松川章三君） 答弁は、簡潔にお願いいたします。

○副市長（阿南寿和君） お答えいたします。

おっしゃるように、そういう資料が出ているわけですね。そういったことで委託に出した、さらに専門的な業者に出したという部分は、そういう数字になろうかと思えます。

○23番（泉 武弘君） 議長、質問通告でこのことは届出している。そして、私は表決の日
に当局が打合せに来るかなと思って1時間待っていたのです。そこに至るまで一度も打合
せもありません。一度も打合せもありません。

今、副市長の答弁は、非常に人を愚弄した答弁です。出された資料から見て、その数字
であればそのようなことであろう。そうではない。もう届出をしているのですよ。36の
再委託があったかどうかということをお聞きしているわけですから、36の再委託があっ
たのかどうかだけ答弁してください。そう思うではない。これはもう事実行為で既に実施
している分ですから、あったのかどうか答弁してください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

令和3年度までの実績、最新の契約数からいきますと、委託件数40件のうち19件を一
部再委託している状況であります。

○23番（泉 武弘君） 40件のうちに19件を再委託。約半数ですよ、半数を長野市長が
業務委託したものを、B－b i z L I N Kはその半数をまたほかの業者に再委託してい
ますよ、こういうことを今、産業政策課長が答弁したのですね。

さあ、ここで本論に入ります。この事業の原資、これは市民の税金ですよ、税金です
よ、全て。この事業の原資は税金です。税金を使うときになぜ随意契約ができるのかな、
なぜ競争入札をしないのだろうか。競争入札、地方自治法の契約を見ますと、こうなっ
ているのですよ。原則一般競争入札ですよ、資格を持つものは、その事業に対してどなた
でも競争入札に参加します、できますよ。この狙いは、価格競争をすることによって税の支
出を抑える、これが第1点目ですね。それから、資格を持っていることの、その事業に参
加する機会を与える。そして、競争することに伴う経済性を保つのですよ、透明性を保つ
のですよというのが、一般競争入札の定めなのです。

ところが、この随意契約というのは、特例なのです。一般競争入札が原則ですよ、し
かし、一般競争入札によらないでできる契約としては、特例として指名競争入札がありま
すよ、そして、もう一つは随意契約がありますよ、こう言っている。

別府市は、このB－b i z L I N Kに対して事業委託をしているものは、競争しない
で随意でB－b i z L I N Kに委託しているということを今答弁がありました。なぜ随
意契約なのですか。説明してください。

○総務部次長（工藤将之君） お答えいたします。

先ほど議員が言われたみたいに、地方自治法上は原則一般競争入札というのがありま
すけれども、隣の2項で、政令で定める場合は随意契約できるとなっていて、地方自治
体の場合は、かなり契約の具体的な類型が、地方自治法施行令に委任されていて、地
方自治法施行令の167条の2の第1項第2号ですね、その性質または目的が競争入札に適
さないものをするときは随意契約できると。これにつきましては、既に御承知のように昭
和62年の3月20日の最高裁判断がありますので、その最高裁判例等に鑑みまして、さら
には先ほど部長が答弁したようにB－b i z L I N Kの今までのゆえんというか沿革、
設立された経緯、増してまち・ひと・しごと創生法に基づいて別府市が作成した地方総合
戦略のエンジン部分を担う機関として、それを当てはめて目的・性質に該当するというふ
うに判断したものであります。

○23番（泉 武弘君） それはあなたの答弁、考え。（発言する者あり）

それで、議長ね。このB－b i z L I N Kの担当の部長も課長もいるのですね。当該責任者から答弁しないとおかしいのではないのでしょうか。これだけは押さえておきます。

そこで、今、工藤次長がこう言いましたね、設立経緯から見て、それに当てはめて随意契約等ができる、地方創生等のことを勘案すればできる。随意契約理由に、その創設経緯だとか社会的背景なんかは全く関係ありません。今、あなたが言われたのは、地方自治法167条の2第1項第2号の適用に当たってということを行っているのですか。この中で類型が示されています。この地方自治法の随意契約ができる中での類型が1から6まで示されていますが、ではお聞きします。この類型の中でどの部分に当てはまるから随意契約が正しいと言っているのですか。説明してください。

○総務部次長（工藤将之君） お答えいたします。

正確に言いますと、地方自治法施行令の167の第1項第2号です。

○23番（泉 武弘君） あなたが言わんとするのは、これでしょう。地方自治法施行令第167条の2第1項の2号、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」。この中のイを言っているのですか、3のイを言っているのですか。この中で類型が示されています。この中の何に該当すると言っているのですか。

○総務部次長（工藤将之君） 先ほど「類型」と言いましたのは、最高裁の昭和62年判決の中でいろいろ類型が示されていまして、施行令の167の2の第1項第2号は、正確に読みますと、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となっております。細かく言いますと、「その他の」というのは、代表的な契約の全体の部分の一部を示すときに使う法制用語でございまして、だから、これ以外の契約についても、今、全体の中の一部を表すときに「その他の」という文言が使われていますので、本件についても随意契約は可能だと考えております。

○23番（泉 武弘君） 工藤次長が、さも法律専門家のような見解をしています。これは見解の相違なのです。性質が、この中に目的・性格が競争入札に適さないものということで最高裁判例を例示しましたがけれども、最高裁判例の中に今回、今議論しているものが適合するかというと、これは別の問題。

そこで、あなたの法律見解を是としない私にとって時間の無駄ですから、先に進めます。

そこで、発注した側の市長にお聞きします。随意契約が大半を占める。この中で性質または目的が適さないということを理由、随意契約理由として出てきているのですか。これは具体的に、市長として何を考えているのか教えてくださいませんか。

○市長（長野恭紘君） 法律的なことに關しては、ただいま次長また部長等からお示しをさせていただいたところでありますけれども、市長としては、まち・ひと・しごと創生本部、また総合戦略をつくった上で、これは当然こういった半官半民・ハイブリッドな組織で、お互いの長所を生かしてこれを、地方創生を、別府市の地方創生を推進していく。これは当然別府市の地方創生でありますけれども、その推進主体としてB－b i z L I N Kというものをつくっていく。これも国からも交付金をいただいて設立をされたという経緯があります。

当然、だからといって全てが随意契約でいいかと言われれば、私は、将来においては、これはやはりいつかはB－b i z L I N Kも自立自走ということで、もう少し力強く羽ばたいていってほしいというふうに、今、深く膝を折り曲げている、高く飛び上がる前段階というふうに私は捉えております。

これは議員の皆さん方にも、いつかはこれは自走してしっかりとした組織運営をやってもらおう。当然今、副市長が理事長を務めておりますので、非常に何かそこが分かりにくい

という部分があるのかもしれませんが、そういう意味においては、今そういうことを一緒に別府市とパートナーシップを組んでやる団体というのは、私はB－b i z L I N Kしかないというふうに思っておりますので、そういう形でしっかりとパートナーシップを組んでやっていきますけれども、いずれは市民に誤解のないように、議員の皆さん方にも誤解のないように、そこの部分はしっかりと、随意契約ばかりではなくて競争性が発揮できるなどということであれば、一般競争入札がふさわしいのかなというようなどころもありますので、それはしっかりと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

- 23番（泉 武弘君）今の市長の考えが、市民の考えだと私は思うのですよ。過渡期だからこういう随意契約という形態を取ったけれども、将来的には競争入札も視野に入れてというのは、これはもう当然のことなのですね。それをいろいろな理屈をつけて最高裁の判例がどうか、社会的背景はどうだ、そういうことを言って、市民感情から見て、やっぱり今、工藤次長が説明したことを理解できる人はほとんどいない。

では、別府市が建設工事とコンサルタント業務を発注しているのを、表で頂きました。これを見ていきますと、平成29年度建設工事が、151件のうちに随意契約が3件です。平成30年度が、建設工事の入札があって、140件あります。そして随意契約が3件です。令和元年度120件のうちに3件が随意契約です。令和2年度11月30日時点で67件の工事発注で1件。この4年間で随意契約はわずかに10件なのです。別府市の公費入札はこうなのですよ。

コンサルタント業務を見ますと、随意契約の件数が、29年26件、30年25件、元年度28件、2年度11月30日時点14件で、随意契約がわずかに5件です。

当該課の課長にお越しいただいて、お聞きしました。この建設工事の随意契約は、なぜ随意契約にしたのですかと、実は市長、お聞きしました。それは、災害復旧でいわゆる第1期工事をして、そこに建設資材等を全部置いている。だから、これ、第2期も随意契約にするほうが利点があるというような、我々が聞いても納得できる随意契約理由でした、これを全部調べたら。

それで、今、このことに答える意味で市長が、将来的には一般競争入札ということに言及されました。やはり私は変えなければいけないと思う。なぜならば、市民の税金を価格競争のないままB－b i z という一般社団法人の別府市がつくった団体に随意契約で出している理由が存在しません。

では、最後にお尋ねしますが、このB－b i z L I N Kに出して随意契約としたもの全てが、随意契約の理由としてあります目的・性質が競争入札に適さないものというふうに全て判断したのですか、どうですか。御答弁してください。

- 副市長（阿南寿和君）お答えをいたします。

先ほどのお話にあった建設工事については、これは御承知のようにA、B、C、Dといういろいろなランクづけがありまして、同じ工事をしていただくにもその資格を持った、平たく言うと数多くの受皿があるといった点がやっぱり大きく違うと思いますし、先ほど来申し上げておりますB－b i z L I N Kの成り立ちから、市のパートナーとして公民のハイブリッドな形でいい結果を出そう、スピード感を持ってやろうという中で、市内で考えたときには、やはりB－b i z L I N Kということが念頭にあったかというふうに思います。

そういうことで建設工事とやや違った面がございますし、先ほど市長から答弁ございましたように、やはり案件によって競争性を持たせるとというのが、将来的に我々もしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

- 23番（泉 武弘君）お尋ねします。B－b i z L I N Kというのは、B－b i z L I N Kが再委託をした先の業者の資格登録とか資格審査とか入札ルールというのがあるので

すか、ない。あるのかないのかだけで結構ですから、答弁してください。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

しっかりとしたルール、決裁規定、そういうものは設けておりますが、市の場合と違いまして、その規模感も違いますので、例えば指名委員会をつくっているだとか、そういう点については実際にはつくっておりませんが、法人なりで理事会等の決議を得たルールに沿って、金額によって競争性を持たせて、その辺は公正性、透明性というのが担保できる形でルールに沿って執行しているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 今私がお尋ねしたのは、別府市は、入札参加資格をまず審査しますよ、そして資格を得た人は登録してくださいよ、そして、さらに指名委員会があって、その中で業者選定をして発注するのですよという制度になっているのですね。そういう制度がB－b i z L I N Kにはあるのですか、ないのですかと聞いている。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、業務量の、圧倒的に市と比べれば業務量の差がございますから、そういった制度は設けておりませんが、ルールとして担保できる形で公正性、公明性というのは担保するというところで執行しております。

○23番（泉 武弘君） 副市長ね、酷な言い方かもしれませんが、私が理解力がないからかもしれませんが、分かりにくいのですよ、副市長の説明は。すみませんが、もうちょっと分かりやすく説明してくれませんか。

私は、例外として別府市はこういう制度があるのですよと、まず前提にしていたのですね。それに準じたような制度がB－b i zにはあるのですかと聞いたのです。はい。

○議長（松川章三君） 答弁は簡潔に。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

市の制度のように細かいものはございませんが、担保できるルールは定めております。

○23番（泉 武弘君） すみません、最後何と言ったのですか。ちょっと聞き取れなかったのですが。

○副市長（阿南寿和君） 市と、先ほど来申し上げておりますが、業務量といった点も圧倒的に違いますから、担保できる形で、指名委員会等は設けておりません。しかし、担保できるルールは、法人内で定めて執行しております。

○23番（泉 武弘君） 例えば、別府市から仕事を受けますね。受けて再委託しているわけでしょう。再委託の選定に当たって、この業者はこういう資格を持っているのだ、B－b i zに登録しているのだ、だからこの中から業者を選定しているということなのですか。いや、それはやっていないのだよ、B－b i z L I N Kのルールに従ってやっているのだよという、どちらなのですか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

市内業者を優先的に考えながら、B－b i zの考え方によって配置をしております。

○23番（泉 武弘君） それでは、具体的に教えてください。ここまで僕も掘り下げたことをやると、残りの時間のほうが心配になりますから、それでは、教えてください、市内業者を使っているということを言いましたから。

今、別府市の競争入札参加資格登録者で広告業、広告宣伝業として登録している業者が36社あります。この36の登録している業者の中に再委託をしているということですか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

詳細は承知しておりませんが、やはり急ぐ場合等々ございますので、全てが市内の業者をお願いしているかどうかというのは、今、私は確認できておりませんが、そういった市外で急ぐ場合に対応できる業者がいれば、場合によってはそういうとき、市外の業者をお願いしているという点もあろうかと思えます。

- 23番（泉 武弘君） 市内の業者に委託していることもあろうかというのは、どういうことですか。あなたは、市内業者に委託していると言ったのでしょうか。それは現認しているからそういう答弁をしているわけでしょうか。36の業者の中に発注件数は何件あるのですか。
- 副市長（阿南寿和君） 細部につきましては、理事長の立場で申し上げたように、大変申し訳ないのですが、細部は承知しておりません。先ほど来申し上げておりますように、案件によっては全て市内の業者に出しているかというのは、今、私の手元では確認できておりませんが、場合によってはやっぱり市外の業者をお願いしている点もあろうかと思えます。できるだけ市内の業者の方をお願いしようということで、例えば印刷であれば印刷のほうをお願いしていると。そういったことは努力しているところでございます。
- 観光・産業部長（松川幸路君） すみません、再委託についてのちょっと整理がされていないように、これは議員とお話をさせていただきましたけれども、再委託には、業務の一部だけを委託に出す一部の再委託と一括した、いわゆる全部を一括に出す、この2種類があります。B－b i z L I N Kは、一括再委託を行っておりませんので、一部の再委託だけを行っているところでございます。
- 23番（泉 武弘君） 部長が先に、一部分の再委託と一括、いわゆる丸投げと言われるものと分ける必要がある、こう言いましたね。
お聞きしますね、これは大変重要なことですから、腹据えて答えてください。この再委託の中に一括丸投げはないですか。
- 観光・産業部長（松川幸路君） まず、一括再委託はございません。業務全体の進行管理・プロデュースは、B－b i z L I N Kのほうで適切に行っております。
- 23番（泉 武弘君） 今、腹据えて答えてくださいねと言ったのは、腹を据えて聞いているのです。もしあったらどうしますか。私は、腹を据えて聞いていると言っています。この別府市から受注したB－b i z L I N Kが再委託をしていますね。この金額、ほぼ委託した金額の少しだけ経費を取って再委託した件数がありませんか。私が調べた限りでは2件ありましたけれども、なかなか行政側、ガードが固いから調査できませんでしたので、むしろ逆の業者から調査をして2件は発見することができましたけれども、一括再委託はないというふうに、もう一度それでは答弁してください。
- 観光・産業部長（松川幸路君） 繰り返しになりますけれども、一括再委託はございません。業務全体の進行管理やプロデュース等は、B－b i z L I N Kにおいて適切に行っております。
- 23番（泉 武弘君） あなたと私の見解は違うのですね。進行管理をB－b i z がしているから、それは一括丸投げではないというふうに言っていますけれども、その業務の大部分が、委託している件数が2件あるのです。
さあ、もうちょっと話を進めます。別府市がB－b i z L I N Kに対して委託しましたね、委託しました。B－b i z L I N Kは、別府市から事業を受託しました。委託と受託、受託と再委託、受託と再委託の金額の差はどのくらいですか。
- 観光・産業部長（松川幸路君） 金額の程は、今日は持ち合わせておりません。
- 23番（泉 武弘君） おかしいではないの。この前、平野議員の質問に、それは契約事項だから別府市は知りませんと、あなたは答弁したでしょう。僕はあのときに、不思議なことを答弁するな、別府市が委託をして、その先をB－b i z L I N Kが再委託をした差額を承知していないということはどういうことだろうか、こう思ったのです。
本当に別府市からB－b i z L I N Kに事業を委託しましたよ、そしてB－b i z L I N Kからさらに次の業者に仕事を頼みましたよ、ここの金額の差というのは把握していないのですか、把握しているのですか。把握しているけれども、今は言えないのですか。

どうなのですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

B－b i z L I N Kと市との業務委託の一部を再委託する場合には、市とB－b i z L I N Kが締結した委託契約書におきまして、あらかじめ書面により市の承諾を得ることになっています。その書面には、一部再委託をする業務内容と一部再委託をする相手方の記載をした届出書を提出させて、その届出書に一部再委託を行う業務内容、事業の実施を審査することで適正な履行の確保を確認し、承諾を与えております。金額までは、私どもは把握しておりません。

○23番（泉 武弘君） 大丈夫かな。再委託の承諾書を取らないと再委託ができないというのは、これはもう部長、お互い共通認識ですね。再委託の際に、まず会社名ですよ、再委託する範囲ですよ、所在地ですよ、再委託の金額ですよ。これ、明示するようになっていないのですか。そういうものが明示されて再委託を承諾するかどうかというのは、別府市が判断するのではないのですか。違うのですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） 市とB－b i z L I N Kの委託契約の契約書につきましては、一部再委託の承諾書がございます。その中には業務内容と業務の相手方を提示し、こちらが承諾を与えるようになっております。

○23番（泉 武弘君） ということは、別府市は相手から、B－b i z L I N Kから、この仕事はB－b i z L I N Kでやりませんから、再委託しますよ。相手の名称、住所、業務の範囲だけで、金額は明示していないということですか。そのように理解していいのですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） 一部再委託を承諾する承諾書にはございません。

○23番（泉 武弘君） それは、平成18年財務大臣通達から見てもおかしいですね。地方自治法施行令、また財務規則等から見てもおかしいと思います。それを見ていない、存在しないということになれば、これは明らかに条例、法令に抵触する行為なのです。まず相手の称号、会社名、住所、範囲、金額、これはもう絶対的に承諾を求める際の絶対条件になっているのですね。

大変残念ですね、それが添付されていないということですが、それでも、それでは部長、もう一つ教えてください。これらの事業、再委託をした事業については、再委託の際に再委託をしようとする側からB－b i zは見積書等は取っているというふうに聞いていますか、どうですか。聞き取りの中ではどうでしたか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

市といたしましては、B－b i z L I N Kから一部再委託の承諾書をいただき、承諾を与えております。しかし、一部再委託の相手方がB－b i zに出した見積書については、市は保有をしております。

○23番（泉 武弘君） 阿南副市長、答弁してくれませんか。B－b i zは、再委託の際に見積書を複数社以上から取っているのか取っていないのか。それだけを答弁してください。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

金額によって相見積りが必要な場合ということで、ルールは設けてそういった規定を定めて、それによって執行しているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 必要ではない場合と必要な場合と、ちょっと例題で示してくれませんか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

そういった規定を設けておりますが、今手元に細かい規定を持ち合わせておりませんが、これは市の場合においても金額によって相見積りが必要な場合、必要でない場合ということがございますが、B－b i zにおいてもそういった扱いをしているところでございます。

○23番（泉 武弘君）先ほどの市長答弁に戻ります。市長は、今後は一般競争入札も過渡期を過ぎた場合には当然視野に入れていく、こう言いましたね。ここでの問題は何か。地方自治法2条14項、地方自治体はその業務を運営するときに最少の経費で最大の効果を挙げなければいけないというのが、定めとしてあります。また、税を執行するときには費用対効果を当然のことながら検証しなければなりません。

別府市が、B-b i zに税金から事業を委託しましたよ、そして、これは競争入札ではなくて、もうB-b i zさん、おたくだけですよという随意契約ですね。そして、B-b i zは、さらにこの仕事の半分をほかの業者に再委託しましたよ。しかし、その再委託金額については承知していないと、こう部長が答弁されたのですね。税を取り扱う者として、このようなことで費用対効果というのはどういう検証をされたのでしょうか。教えてください。

○市長（長野恭紘君）私から、お答えさせていただきたいと思います。

費用対効果、最少の経費で最大の効果をと。これは地方自治体をやっている中で、全体を運営していく中で最も大事な部分だと思います。

B-b i z L I N Kについては、先ほど申し上げたように、これ、総合戦略の中で規定をされて設立をされた法人であるということですね。地方創生がなぜ、そもそも論としてなぜ地方創生なのかというと、今までの地方自治の中でやってきたことでは、地方自治の様々な問題・課題がクリアできない、先駆的なことをやりなさいということで、その先駆的な団体であったり、やることに対しての交付金が出てくる、こういうことなのだろうというふうに思います。

なので、もう答弁としては、例えば同じ1億の中でも福祉に使う1億とこういう経済産業分野に使う1億、どういうふうな効果が出ているか。数字で示すというのは非常に、現在の中にあっては示しにくい部分というのが非常にありますので、これはなかなか答えにくい部分もありますけれども、全体として今を見て、全体として将来、どれだけの最大の効果が出せるかというのは、これはもう私に今委ねられている責任であるというふうに思っておりますので、今々この状況でそのお金が今どういう効果があるのかというのは、なかなかお示しできない部分はありますけれども、将来に向けて最少の経費だったな、それで最大の効果が出たと言われるように、私の責任において執行させていただき、検証させていただき、また執行させていただいているというところがございますので、当然でありますけれども、その部分は議員とは恐らく同じ気持ちであると思いますので、しっかりとそのことについては規律を守りながら執行を、予算の執行をまたしていきたいというふうに思っているところでございます。

○23番（泉 武弘君）費用対効果、さらに最少の経費で最大の効果を挙げる。この一番分かりやすいのが、一般競争入札なのですね。税金で仕事を発注しますよ、この際に多くの資格を持った皆さん方がその仕事に参加をして競争原理を働かせて、1億の予算の中で競争の結果、8,000万で落札しましたよ、例えば税金の支出が2,000万助かったわけです。それが市長ね、発揮されていないのです、今、別府市からB-b i zに委託している随意契約はですね。これは誰から見ても分かりにくいと思います。ましてや質問している私が全く分かりません。本当に分からない。なぜ先駆的な考え、「先駆的な事業」と市長は言いました。先駆的な考えを持っている市長が、事務方がこういう方式でやりましょうといったときに、それはおかしいよ、地方自治運営の原則から考えて、最少の経費で最大の効果を挙げるといふのをあなたたちは逸脱していないかという指摘をするのが、市長の立場だと僕は思うのですよ。

これは、今の質疑を聞いていて皮肉、誤解しないでください、皮肉というか、一番前向きに答弁したのは市長なのです。あとは自分らの城を守ろうという論陣にしか見えません。

後ほど言いますけれども、やっぱり市長が言っているのは、改めるべきは改める、市民から見ておかしいと思うことを改める、このことは何も恥ずかしいことではないのですよ。行政に無謬性を求めるなんということはありません。行政だって人間がしているわけですから、間違いがあるのです。ただ、どの時点でそれを改善して改めていくのか、このことが一番大きいのではないのでしょうか。

私のスマホに、こういう市民の方からメールがありました。「1円の税金の価値、1円の税金の重み、その1円を生かしながら私は生活しています。だから行政に1円の重みを分かってほしいのです」というメールが来ました。なるほどな、私自身もそのメールを見て本当に反省しなければいけないなという気がしたのです。

そこで、負担金についてお尋ねしますね。負担金をなぜ出すことができるのですか。簡潔に教えてください。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

まず、前段でB－b i z L I N Kの設立につきましては、冒頭御説明させていただきましたけれども、やはり法人の目的であります別府市の地域の振興に関する諸施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活向上に寄与することを目的とするところであります、この法人は。したがって、B－b i z L I N Kへ負担金を支出することについては、そもそも地方創生の事業推進主体として設立されたB－b i z L I N Kが、本市の総合戦略推進に向けた事業を実施することに対する必然性から負担金を支出しております。

○23番（泉 武弘君） 私、浅学なこの泉が思考するに、負担金は義務的負担金と任意的負担金があるというふうに私は理解しているのです。B－b i zに対する負担金は、義務的負担ですか、任意的負担ですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

任意的でございます。

○23番（泉 武弘君） 任意的負担ということは、してもいい、しなくてもいいということですね。するときには任意的な負担を、いわゆる私のほうがしましよといったときには、これらの効果が求められるということなのですよ。義務的負担は、義務教育の国庫負担金みたいに義務負担区分が決まっている。それに基づいて負担をするというやり方ですが、任意的なものはそういう縛りがあるのですね。

部長ね、やっぱり負担金についても、駐車場借り上げとかごみの収集、ごみの処理費とか、こういうものを税金から出すのかな。私は、決算書を見て本当にびっくりしたのですよ。もう大変私自身は、このB－b i zの運営については容認していませんし、これまでも反対してきました。これからも容認することはないと思います。ただ前提として、市長が今言われたように時代に合ったものにする、競争原理を働かす、そして成果も見えるような形にするということであれば、その時点で考えたい。しかし、現行のまま私がこのB－b i z関係予算を認めるということは全くありませんので、申し上げておきます。

さて、最後になりました。市長ね、平野議員に対していわゆる再委託金額について全て承知していないと答弁したのです、観光・産業部長が。ああ、どうしてかな、自分らが知っているのにどうしてその情報を出さないのだろうという私は思いがしました。だから、これが事実かどうかではない、思いがしました。

市長は、ここに「長野恭紘5つの政策」、こういうのを公約で出しています。まだ若いんですね、市長、ものすごく若い。ここの1番に「見せて恥じない透明な行政を目指します。市長交際費などの徹底した情報公開をします」というのは公約なのです、公約。

そしてもう1つは、令和2年第4回定例会で市長がこう答弁したのですよ。「予算を執行する側からすると、今、議員が御指摘のとおりで、改めるべきところはやはり改めてい

かなければいけない、こういうふうに真摯に受け止めさせていただきたいと思います。Biz LINKにつきましては、先ほど副市長から答弁がありましたように、半官半民でハイブリッドで、よいところ取りをして最大の効果を発揮するというで設立されました。市民の皆さんに分かりやすく説明することができない、これは事実であろうと思っています。問題は、先ほど議員が言われました再委託問題にしても、やはりきちんと市民の皆さんや予算を認めていただいた議会に対して納得いく説明をするべきだと思っておりますので、私もしっかり調査なり協議をさせていただいて、いわゆるトンネル会社のようなそういうことでなく、委託をせざるを得ない部分に関しては委託をするということは、納得のいく説明をすることができるかどうかにかかっているのだろうと思っています。今後、私もよりしっかり執行する側として、Biz LINKをはじめ委託先、補助金などの執行先に関してよりしっかり調査なり、またチェックなりをしていくべきだと考えておりますので、またこの件については御報告させていただきたいというふうに考えています」。これは令和2年第4回定例会で市長が私に対して答弁したことの、その抜粋です。

私は、それに対して、「今の市長答弁が本音であってほしい、本音だと私は信じたい。議会と行政を見ていて一番残念に思うことは、できない理由をとうとうと並べて答弁する、謙虚に反省すべきは反省する、このことが行政に今求められているということを指摘したい」、こう私は結んでいる。

副市長は、「入札ルールについて、今、専門家と明文化について協議をしています」、こう言っている。今日の答弁でもできてませんね。

あのね、やっぱり厳しいかもしれませんが、私どもは税金を預かって、その使い道を審議する立場の人間なのですね。そこに一点の不明朗なものがあってもいけません。しかしながら、再委託というのは、私から見れば不明朗極まりない。この点については、議場では限りがありますので、ほかの場所でこの問題解明にも取り組んでいくように現在考えています。

今日は、すばらしい、分かりにくい答弁をいただいて、ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○13番（荒金卓雄君） 私は、通告のとおり質問をさせていただきます。

まず、移転オープン5年目を迎える別府市美術館についてということでお伺いします。

平成28年4月の熊本・大分地震で、当時上人ヶ浜にありました別府市美術館が、建物の損害を受けまして閉鎖というのがありましたが、翌年平成29年の10月に移転オープンをいたしまして、今ちょうどオープン4年目を走っているところですね。次に迎える10月、来月からはオープン5年目に入るということです。

私もちょっと調べている中で、別府市美術館の創立そのものが1950年、昭和25年ということですので、美術館自体の歴史としてはもう71年になろうかとしております。その一つの区切り、移転オープン5年目に入る一つの区切りとして、今日はお尋ねしたいと思っております。

初めに、現美術館の展示施設の概要についてお答えください。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えいたします。

現在の美術館は、上人ヶ浜にありました旧美術館の約2倍以上となる3,300平米の延べ床面積を有する2階建てとなっております。

展示といたしましては、美術展示、歴史民俗資料の展示、企画展示から構成されております。

美術展示につきましては、日本画、洋画、現代絵画、漫画、彫刻、版画、書、竹細工など、ジャンルごとに約80点を展示しております。

また、歴史民俗資料につきましては、2階3部屋に民具、紙幣を約440点と全国各地の

郷土玩具を展示しております。

- 13番（荒金卓雄君） 私もこう見えて、時々美術館には足を運んでおります。気軽に運べる要因は、よほどの企画展示のときは料金200円ということですが、それ以外のときは無料で入れる。また、忙中閑ありといえますか、少し頭を休めながら自分の気に入った作品などを見るわけですが、実は8月に、8月ちょうど、私たち公明党も毎年終戦記念日の街頭演説というのを8月15日に記念して行っておりますけれども、ちょうど美術館で「平和を考える市民の広場2021 Beppu」、これが行われているというのを私も新聞で見まして、関心があったものですから、行ってきました。

上がって2階の一番奥の企画展示室のほうでやっておりましたが、手作りのというか、既製のものを展示しているというよりも、別府の教育委員会・教育部の皆さんがよく考えてされているというのがありましてね。特に動画映像、動画上映ということで、別府市に昔から生活されている、もう今大先輩、80代になろうかというような4名の皆さんが、ちょっとインタビューに答える形で戦時中、戦中の別府の具体的な生活の様子を話してくれておりました。

私がちょっとびっくりしたのは、流川通りに防空ごうが幾つもあったのですよと、そういう話もありまして、静かな中での展示ですから、来館者もそんなに多いというわけではありませんでした。私も立ち去るときに、アンケートに少し書かせてもらいましたが、教育部の美術館の担当の方もホームページ上でアンケートの集計を紹介してくれておりました。その中にこういうのがありますね、「胸が痛くて御意見等が書けない。平和を考える市民の広場を編集した方を尊敬します」、こういうお声だったり、「別府の古い写真を使ったビデオが分かりやすかったです」、こういうもの。また、「コロナ禍でなければ、より多くの児童生徒に見学してもらいたい。有意義である。歴史の記憶を伝えることは大切だ。毎年開催してもらいたい」、また1950年代、戦後ですね、戦後の50年代の別府及び別府湾、空母が——軍艦ですね——寄港していたそういう時代のようなのです。また、「朝鮮戦争時の負傷兵多数がこの地で療養していた写真も多数あるはずです」と、こういう情報も教えていただいているような気配でした。

ただし、私がやっぱりどうしても残念に思ったのが、なかなか市民の方で足を運んでこういう企画を知っていただけるというケースがなかなかないのかな、少ないのかなというふうに思いました。

まず次に伺うのは、今の別府市美術館の年間の来館者数、これは何名ぐらいですか。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えします。

直近ですが、令和2年度につきましては、9,114名の来館者を受けております。

ちなみに、移転後の各年度の来館者でございますけれども、平成30年度が1万1,523名、令和元年度は1万5,012名、令和2年度は先ほど申し上げましたように9,114名となっております。

- 13番（荒金卓雄君） もう1つ、大変すみません、ちょっと1個聞き漏れました。先ほど私が御紹介した「平和を考える市民の広場」、これの来館者数、また開催期間は何日ぐらいでしたか。

- 社会教育課長（古本昭彦君） お答えします。

「平和を考える市民の広場」でございます。開催につきましては、8月3日から8月15日まで開催いたしまして、来館者数につきましては、367名となっております。

- 13番（荒金卓雄君） 昨年も同様の企画をやったということで同じぐらいの人数が見えていると思うのですが、別府市の美術館、決してもともとから美術館用の建物ではありません。そこを以前の美術館よりも2倍のスペースということで、いろんな工夫をしながら展示を行っていると思うのですが、まず別府市美術館の所蔵作品、こういうよ

うなものの特色、またセールスポイント、その辺を少し詳しく教えてください。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えします。

美術館は、現在絵画、彫刻、書などの美術館品で711点、文化歴史資料で2,706点で、総計3,417点を貯蔵しております。

貯蔵作品は、梅原龍三郎や安井曾太郎の洋画、福田平八郎や村上華岳の日本画などを含む近代絵画、さらに国際文化都市にふさわしい美術文化の向上と新鋭作家の育成を目指す目的として、平成6年から全国規模で開催された「別府現代絵画展」、その後、アジア全域に公募の枠を広げ開催されました「別府アジアビエンナーレ」で大賞、準大賞を受賞した約30点の現代絵画、また富永一朗氏の漫画53点と富永氏をはじめ馬場のぼる、鈴木義司氏らによる日本の観光地を描いた漫画16点などを中心に、郷土にゆかりのある作家たちの絵画、彫刻、版画、竹工芸、書などの展示のほか、先ほど申し上げました歴史民俗資料を展示しております。歴史民俗資料では、江戸時代から昭和中期まで使われていた農機具、消防用具、生活用品などの民族民具や古代から江戸時代にかけての貨幣、全国各地の様々な郷土人形やこまなどを紹介しております。

また、研修室に美術に関する書籍や資料を陳列し、自由に読んでいただけるようにしております。

さらに、同室におきまして、絵画や陶芸などの講座も実施しております。

○13番（荒金卓雄君） 私は、この5周年を迎える中で、いかにしてまた美術館への来館者をじわじわと増やしていただきたいなど。そのためにはやはり別府市美術館のいわゆる売りですね、セールスポイント、これを明確にして発信していくということが必要ではないかと思うのですよ。しかし、地方の美術館の所蔵品ですから、洋画とか日本画においては、ほかの市町村、市なんかのもうちょっと大型の美術館と比べれば、なかなか肩を並べるといふわけにはいきませんが、今おっしゃった富永一朗氏の漫画53点等というところが、私は非常に面白いのではないかと。

この富永一朗氏、ちょうど今年の5月5日に亡くなりました。96歳ですね。少し私も調べてみた。なぜ別府市に「チンコロ姐ちゃん」とか、ああいう昔の漫画の作家ですけども、富永一朗さんの作品がごっそり寄贈されているのかということですね。この辺、私も調べて、一般的に言われているのは、富永さんが大分県の佐伯市の出身ということで、少し別府にゆかりもあるのでしょうかというようなことで、ちょっと面白いのを私が聞いたのは、別府の鬼山地獄にいた巨大ワニ、私もちょっともう記憶がありません。何か小学校なんかの遠足で行ったとは思いますが、この巨大ワニに富永一朗氏が「イチロウ」という名前をつけたというゆかりがあるらしいのですね。それはなぜかということ、ワニの生まれた出生年と富永さんの要は誕生した年が一致していたというような中で、ワニに名前をというときに「イチロウ」という名前をつけたかしているようです。

美術館の上人ヶ浜にちょうどオープンするときに、富永さんが来賓として招待されているのですね。そのときに持っていた作品を寄贈したという経緯のようです。もちろんその中にはケーブルラクテンチの上から見たやつですとか、別府の観光場面を描いているようなものがありました。

ですから、そういうちょっとローカル過ぎるぐらいのものかもしれませんが、富永一朗さんといえばそういう漫画家の草分けの人ですし、ちょっとカラーを持った、特色を持った作家ですね。その作品群を生かすというような突破口を考えてみても面白いのではないかと思うのですが、いずれにしても美術館の魅力をもっと市民にPRすることが必要だと思いますが、どのような方法を今考えておりますか。

○社会教育課長（古本昭彦君） お答えします。

これまでも展覧会や主催講座につきましては、ホームページや市報を通じて広く広報し

てまいりましたが、実際美術館はどのような作品を所蔵し展示しているかなどについては、あまり広報されておりませんでした。市美術館をより多くの方々に知っていただくため、美術館の魅力の発信や市民、さらに観光客への広報など来館を促す取組として、今後は展覧会や講座につきましては、積極的なメディアへの情報提供を行ってまいります。

また、今後、常設など所蔵品のデジタルアーカイブ化について、著作権の問題などを今後調査研究し、より多くの方々の目に触れるよう取組を図ってまいりたいと考えております。

- 13番（荒金卓雄君） そうですね、やっぱり所蔵品を、こういうのがあるのですよというのを知ってもらう場をつくる。現状はどうしても額縁に入って保管が必要な温度・湿度のところで保管しているわけですから、そこに直接足を運ぶのが究極なのですけれども、今のデジタルの力を借りれば本当に精密な画像を、例えばインターネットで置いていて自由に見てもらうですとかね。

私は、もう一個ちょっと考えたのですがね、市長、1階の正面玄関を入ったところに大きなスクリーンで映すところがありますでしょう。ああいうところに、まあ、作品を映すのはいろいろ著作権とかで問題があるのかもしれませんが、美術館の中を散策している様子、その中から作品をちょっとクローズアップして映していく。そういう中で、あそこの1階の映像は案外見られていると思うのですよ。案外観光関係のPR版が多いなどは思うのですが、こういう分野のものも使っていったり、もう一つ、ケーブルテレビの中継がありますね、ちょうど12時から1時の昼食時の休憩時間に、実は広報広聴課が撮ったと思われるのですが、いろんな別府の四季の写真、鶴見岳一気登山ですとか、花火ですとか、雪の扇山、こういう写真がスライドショーのように流れるのです。最初、私も見ていて、ああ、面白いなと思っていたのですが、こういうところに割り込んだらどうでしょうか。新たな時間を取れば、また経費が発生するかもしれませんが、恐らくこれは午前から昼休みを通して午後もケーブルテレビの契約料金に入っているのだと思うのですよ。だからその、ちょうど昼休みの1時間のうちの何分でもいいと思うのですけれども、そういうところに所蔵品、または美術館展覧室で散策している様子を流していくというような仕掛けもあって面白いのではないかなというふうに、これはちょっと提案ですけれども、申し上げておきます。

次に、この美術館と図書館との連携という観点で、図書館の基本計画の中では美術館をどのように取り上げられていますか。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

新図書館等基本計画では、市の創造拠点という機能を生かして市民の芸術文化活動を支援したり、図書館と美術館の一体的な情報発信をしたりする等、整理をしております。今まで図書館単体、美術館単体では十分に広報が行き届いていない層に対してしっかり情報を届けることによって、エリア全体の連携や付加価値の向上を図ることなどを想定しています。

例えば先ほどの答弁にもありましたように、将来的に所蔵品のデジタルアーカイブ化が実現しましたならば、その情報を図書館を利用する多くの方に発信し、興味を持っていただき、本物の作品を美術館で鑑賞するように誘うことができるのではないかと考えております。

- 13番（荒金卓雄君） アーカイブ化というのは、非常に今後、特にデジタルファーストを標榜する別府市としては、積極的に取り組んでいただきたい。なぜかと言いますと、結局この美術館の所蔵品というのは、別府市民の共有財産です。ところが、足を運ばないと見られない、また足を運ぶ手段がない高齢者、またはいろんな施設に入っている方には、それが見たくても見られないわけですね。このデジタル化、デジタルアーカイブ化を進めて

いろいろな形で、本物を見るのとはもちろん違いますが、スマートフォン、手元にあるスマートフォンなんかで鑑賞できるというようなものを目指していただきたいと思います。

1 個だけ苦言を申し上げたいと思います。今年令和3年度の美術館管理運営に要する経費、当初予算ですけれども、1,524万8,000円上がっているのですよ。ところが、この中の大半は施設維持管理です。1,500万のうち、清掃業務、施設補修料の委託金で835万、光熱水費で約460万。その中で企画展の開催経費、これは幾らだと思いませんか、予算で20万円です、20万円。その中で今の美術館を支えていただいている御苦勞は察しませけれども、この金額では別府市の美術館というのはおこがましいのではないかなというふうに思います。その辺をまたしっかり検討していただいて、魅力のある美術館にぜひ育てていただきたいと思いますということを申し上げます。

では続きまして、次の項目、福祉行政についてお伺いいたします。

まず、生活保護での収入認定と基礎控除についてお伺いいたします。

生活保護は、憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であります。よく言われる「最後のセーフティーネット」ですね。この生活保護を当面受けながら自立を目指していくというケースがあるわけですが、可能な範囲で働いて収入を得ながらも、生活保護を受けているケースのことにしてお伺いします。

まず、就労した際の生活保護費の計算方法を教えてください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

生活保護費は、世帯を単位として算定されています。その世帯の人数、年齢、身体状態及び収入の状況に応じて月ごとに計算し決定します。厚生労働大臣の定める基準によって計算した額が、最低生活費1か月分となります。また、就労による収入等があれば、最低生活費からこの収入を差し引いた差額を生活保護費として支給しております。このことを「収入認定」と言います。

○13番（荒金卓雄君） 簡単に言えば、最低限度の生活をするための基準額がありますと。何とか可能な範囲で就労、仕事をして給料を得るといえるときに、給料を得た分が、実は支給を受ける最低基準額からマイナスされて、残りの差額が実際の支給額と。ですから、結果的に手元に残るのは、給料の分と差し引かれた支給額ですから、変わらないということがあるわけですが、これはちょっとやっぱり理に合わないといえますか、一生懸命働いて今月はこれだけの収入があったというときもあれば、今月はちょっと体調が悪くて少ない日数、少ない時間で収入も少なかった、それでも手元に入るお金が一緒というのは、やっぱり働くモチベーションがなかなか起きてこないのではないかと思いますけれども、さっきおっしゃった全ての収入が、今言った差引きされるものとして扱われるのかどうか、これを教えてください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

就労に伴う収入は、全額を収入としてみなすものではなく、税金、社会保険料、交通費の実費など経費を控除するほか、収入額に応じた基礎控除などが適用されます。日雇労働、臨時的な労働、障がい者事業所の工賃も同じ扱いとなります。

○13番（荒金卓雄君） 今の答弁にありました、収入に応じた基礎控除が適用されるとはどういうことですか。もうちょっと詳しくお聞かせください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

就労に伴い必要となります被服費や身の回り品、知識・教養の向上等様々な費用がかかります。就労に伴う必要経費の補填や就労意欲の増進、また自立の助長を図ることを目的として、収入から一定額を控除するのが基礎控除です。また、その控除額は就労収入に比例して増加していくものとなっております。頑張って働いた収入は、結果、手元に残る金

額が多くなることで、就労を促進する意味合いがございます。

- 13 番（荒金卓雄君） 私なんか折々この生活保護の受給者の方から相談を受けたり、生活保護を受けようかと思うのだけれどもという相談を受けたりします。その中で多くの方は、働いてもあまり働かなくても、結果的に手取り、手元に残る支給額が同じではないか、ちょっとどうかなというようなお声だったり、また先日は、B型の就労支援施設の責任者にもちょっとお話した折にも、そこではやっぱりちょっと障がいのある方が、時間は長くないわけですが、働いている。それで、決して賃金は高くないわけです。ところが、そういう方が仕事にはもちろん興味を持ったり、むしろ頑張ろうというのがあるのですが、なかなかそれが収入につながる、収入の増につながるという意識までが、なかなか知らなくてモチベーションにつながってっていないと思うのですけれども、この辺はやっぱり制度として検討していくべきではないでしょうかと、こういう声も伺いました。その辺の説明はある程度生活保護の受給者にはされているというふうに聞いていますが、私は、まず就労をするときにその辺のことを正確に説明する必要があると思うのですが、まず別府市の生活保護受給者の就労の現状、また本市の取組はどのようになっていますか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

本市におきましては、就労支援員3名を配置し、保護者の個々の状況に応じ求人情報の提供、職業訓練の紹介、履歴書の記入方法、家庭訪問、模擬面接等を行い、必要に応じてハローワークにも同行し求職活動を実施しております。

就職後も良好な就労状況が継続できるよう、定期的に電話で状況を聞き取ったり、直接面談を行うなどの取組を行っているところであります。

- 13 番（荒金卓雄君） そういう一緒に就労の方向に進みながら、なおかつこういう仕組みになっているのですよ、頑張ったら、その分手元に残るのが増えますよということもしっかり理解していただきたいと思います。

もう一つですね。それに類しますが、今生活保護を受けている方は、生活保護の受給額が変更になると生活保護変更通知書、また決定通知書というのが送られてきます。これを見て来月は幾ら振り込まれるのだなと、そういうのを知っていくわけですが、中には自分の予想していた金額よりも少ない、それも極端に減ったというようなことで御相談を受けることがあります。そういうときに私も一緒にその書面を見ながら、またひと・くらし支援課の担当のケースワーカーにもお伺いしながら説明をするのですが、いかんせん、この通知書そのものがなかなか分かりにくい。行政の方が行政の立場で行政の用語で書いているのがほとんどでね。例えばさっき部長の説明にありました金額の変更理由という欄で、「就労に伴う収入認定額の変更」と、こういう理由はあるのです。ところが、通常はやっぱり幾らから幾らに変わったということが伝わらないと何のことかなということになりかねないと思います。

ですから、こういう書面の分かりやすさの改善をぜひお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

決定通知書では、保護費の変動ごとに発送していくこととなります。通知書には生活扶助基準の変更があったときを含め、変更理由について記載はしておりますが、今後も分かりやすい変更理由の記入に努力していきたいと考えております。

また、内容について不明な点がある場合もございます。その場合は、担当ケースワーカーに直接お問合せいただければ丁寧な御説明をさせていただきたいと思っております。今後も、きめ細やかな対応ができるよう努力してまいります。

- 13 番（荒金卓雄君） よろしくをお願いします。

では、次にまいります。雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業という

ことを上げております。特に私が今回御相談を受けたりしたことに関してですが、いわゆる重度視覚障がいのある鍼灸マッサージ業に従事している方の、現行どうしても室内だけ、施設内だけの施術というのは減っているのですね。そういう中で、やっぱり訪問治療というのを何とか広めていきたい。ところが、この訪問治療に関して重度の視覚障がいですから、お一人では行けない。それで、そういうのは今この鍼灸マッサージ業界もいわゆる健常者も多数開店をして営業しております。そういう中で、どうしても不利な面があるのではないかというふうに思います。

これと、現状の障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの中の同行支援、これは利用ができるのかどうか。ここを教えてください。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えします。

現行の総合支援法に基づきます同行援護に関しましてですが、同行援護は、移動に著しい困難を有すると認められた視覚障がい者の方に対して外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排泄及び食事の介助、その他必要な援助を与えることであります。

国の解説によりますと、同行援護に関しましては、経済活動にかかる外出を除くとされておりまして、現時点ではこの事業につきまして、就労時の移動に対する利用は困難な状況でございます。

○13番（荒金卓雄君） 近年、障がいがある方が、この間の東京パラリンピックでもそうですが、こんなにパワーがあるのか、こんなに高い技術を発揮できるのかということ、何と申しますか、光を浴びるようにオンエアされた感動がありましたけれども、日常の就労、仕事に関しても障がいのある方はしっかり働いていきたい、収入を得ていきたいというのがあるわけですが、今、課長がおっしゃったように障がい福祉サービスにある同行援護、これはどうしても訪問の治療などに行くときには使えないということですが、同じこの障害者総合支援法の中に、地域生活支援事業というのがあるのですね。これは、市町村の創意工夫で利用者の状況に応じて柔軟に実施できるというふうになっておりますが、これが、昨年の令和2年に重度障がい者等に対する就労支援として地域生活支援事業における市町村任意事業の項目として、雇用政策との連携による重度障害者等就労支援特別事業というのが新たに盛り込まれました。この内容はどういうことでしょうか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えします。

令和2年10月に創設された事業でございます。自営業、あるいは企業に勤めておられる重度障がい者等と認定され、かつ重度訪問介護等のサービスを利用されている方を対象といたしましてサービスを提供する事業者を通じて、通勤や職場等における介助について必要と認められる支援を行う事業でございます。

○13番（荒金卓雄君） ではその事業に、具体的にどのような支援が受けられるのですか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えします。

企業で働かれている方の場合、障害者雇用納付金制度に基づきます助成金を利用しても、なお支障が残ると認められましたら、助成金の対象外となります喀たん吸引や指定の調整等の介助、また通勤開始より4か月目以降の通勤に対する支援につきまして、国が定めた上限の範囲内で支援を受けることができます。自営業等の方の場合は、所得の向上が認められるとしましたら、通勤や職場等における支援につきまして、国が定めた上限の範囲内で支援を受けることができます。

○13番（荒金卓雄君） 整理すると、企業で働いている方の場合も、また自営業等の方の場合も、国が定めた上限の範囲で補助を受けることができるというふうに理解しますが、こういうサービスを提供できる事業者というのは、どういう事業者になりますか。また、実際に別府市内にそういう事業者がありますか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

障害者総合支援法によりますと、それに基づきまして重度訪問介護、同行援護、行動援護の支援サービスを実施します指定障害福祉サービス事業者が、このサービスを提供することになります。

本市に住所のある事業者数は、現在 40 か所でございます。

○13 番（荒金卓雄君） 別府市に、しっかりあるということですね。さっき課長がおっしゃった自営等の方の場合、所得の向上が見込めると認められたら、通勤や職場等における支援について、国が定めた上限の範囲内で補助を受けることができますという答弁でしたが、具体的な質問をします。重度視覚障がいのある鍼灸マッサージ業の従事者が行う訪問診療等において、今回の新しい雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業ではその対象となり、訪問診療で外出する場合でも指定障害福祉サービス事業者を通じて支援が受けられると理解してよろしいですか。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えします。

国の発出しております参考資料によりますと、自営業者等の場合、就労に当たって必要となる支援については、基本的に全て支援対象になると想定されております。具体的な内容につきましては、今後精査する必要があるとあります。

○13 番（荒金卓雄君） つまり、今回の新しいこの事業では、私が質問した具体例に関して、国は対象と認めておりますと。あとは市町村の創意工夫と決断にかかっているというふうを受け取れます。就業にかかる困り事を抱えている重度の障がい者は多くいるのではないかと思います。また、今後、共生社会実現に向けては、雇用と福祉の一体展開も重要であると思いますが、先ほど申しましたこの新しい事業で鍼灸マッサージ業に従事している方の訪問介護のときにサービスが利用できるかどうか、別府市の今後の本事業の実施に当たっての考え方を教えてください。

○障害福祉課長（大久保 智君） お答えいたします。

本事業を先行して実施しております全国の 13 の市町村及び県下他の市町村の状況を見ながら、任意事業でありますけれども、本市でも実施が有効か検討いたしたいと思っております。

○13 番（荒金卓雄君） 有効かどうかを検討というよりも、踏み出してもらいたいと思うのですよ。私の手元にこういう資料があるのです。第 100 回社会保障審議会障害者部会、令和 2 年 8 月 28 日というので、今申し上げた「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施に向けて」という中で、令和 2 年 10 月から開始するこの事業の円滑な実施に向けて、本事業のさらなる活用を促していくため、取組状況等を定期的に把握・集約し、広く情報提供等を実施する予定と。要は、もう国としてはこの事業を積極的に取り上げていきなさいと。

今、課長がおっしゃった 13 市町村が現時点では取り組んでいるわけです。さいたま市とか千葉県の子孫市、三重県の四日市市、愛知県の豊橋市、こういうものの外 13 市町村が取り組んでいるわけですが、一日も早くこの 14 市町村目に別府市が手を挙げて「実施します」というふうになるように取り組んでいただきたいということを申し上げて、この項の質問を終了いたします。

最後に、市民生活の安心・安全の強化についてお伺いいたします。

北浜交差点、トキハ別府店の前の北浜交差点のところに横断歩道を設置する社会実験というのが、一昨年前のラグビーワールドカップの年の夏から実施中というふうに認識していたのですが、期間を延長したというふうに報道で聞きました。約 2 年間が経過して、それまでの途中経過的なものになるかと思いますが、利用者数の調査や利用者の評価の声

などを集計した調査データの結果があれば教えてください。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

北浜交差点に横断歩道を設置する社会実験につきましては、ラグビーワールドカップ開催前の令和元年8月から開始し、当初の予定では令和3年の3月末までを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間社会実験を継続しているところでもあります。

途中経過ということでございますが、コロナ禍の影響により現時点で調査等は実施していませんが、社会実験の開始から現在に至るまで、歩行者の事故や渋滞がひどくなったなど、これといった問題点は伺っていない状況であります。

また、利用者からはおおむね好評な御意見をいただいているところであります。

○13番（荒金卓雄君） 今おっしゃったような概論的な評価のようですが、具体的なやっぱり利用者の数ですとか、利用者の評価、ABC評価でもいいですよ、そういうのがきちっと、まだ途中経過とはいえないなされていないというのは、実質的な調査そのものがされていないのではないかなとちょっと懸念します。

2年前にこの社会実験が始まる前、当時の大分合同新聞に都市政策課の方のコメントということで、ちょっとこういうのが出ていました。「調査結果を踏まえて交通状況や安全面の課題を明らかにしたい。また、将来的に地下道を残すかも含めて、最も望ましい交差点の形を関係機関とともに検討する」というふうに出ておりました。

次に、地下道について質問いたします。

これまでどおり現在も通行できるようですが、地下道を利用している人は極めて少ないのではないかと思います。今後どうするという方針があるのでしょうか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

地下道の今後につきましては、社会実験の評価を踏まえまして、最終的に道路管理者である国土交通省などの関係機関と協議する中で、地下道の在り方についての方向性が示されることとなりますが、現時点ではその時期等も含めまして未定の状況でございます。

○13番（荒金卓雄君） 私が最も心配するのは、地下道の利用者は、私は圧倒的に減っていると思います。もうあの国道10号を渡るのも横断歩道、駅前通りをトキハ側から、また向こう側からこちらに渡るのも横断歩道、もうこの便利さは、地下道をどうして使わないといけないのかということになります。ただし、地下道の現状、私も最近ちょっと見に行きましたが、やはりネオンサインで地下道アンダーパスというのが夜間もついていますから、要は通れる従来の状態になったようです。ところが、利用者は恐らく大きく減っていると思うのです。そうすると、要は安全管理が十分なされるかどうかということが心配になるのですが、防犯なども含めて安全な状態、安全な維持管理を行っているのかどうかお答えください。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

地下道の安全対策につきましては、社会実験の開始前までと同様に維持管理に努めているところでございます。具体的には日常的な清掃業務を行っておりまして、清掃の際に照明の球切れ、施設の破損等を発見した場合は報告をいただき、補修を行うようにしております。また、定期的に排水ポンプの点検も行っております。

今後におきましても、利用者の減少、数にかかわらず適切な維持管理により安全性の確保を図っていきたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） この点検は行いながらも、私は、むしろ「使えません」というような表示をして利用者をもう出さないというような方向に早く持っていつているほうが、要は不測の事故ですとか、危険の心配がなくなる、もちろん最終的な結論は、この社会実験が調査結果待ちでしょうけれども、そういう現状のままで置いておくということも反面問

題があるのではないかとこの心配を一応お伝えしておきます。

では、次の質問に移ります。最近、北浜地区が、別府駅周辺で新しい宿泊施設が多く建設されています。工事期間中は、工事車両の出入りが多くなります。車両事故、歩行者事故が心配される場所です。また、当然オープン後はお客様が増え、歩行者や車両が増えることになる当該地区については、道路の外側の白線ですね、また横断歩道が消えかかっているところもあるので、歩行者や通行車両の安全性確保のためにそういう消えかかっている白線の更新をしっかりとやっていただきたい。特にこういう新しい施設や宿泊施設等が建設されるという場合は、その後の通行量、また歩行者数、この辺が増えるのは予想されるわけですから、その辺を見据えて優先的に、重点的にこういう横断歩道の整備等をしていく。また、それが別府を訪れる観光客の皆様へのPRというか、別府はセーフティーファーストですよと、こういう売りにもつながっていくのではないかと思います、いかがですか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

まず、施設建設時の工事車両等の安全対策についてですが、通行止めの手続、道路沿いでの作業に関する相談や手続の際に適切な交通誘導や歩行者の安全確保等を徹底するように指導・協議を行っているところでございます。特に大型施設の場合は、長期間にわたり工事車両が往来することになりますので、今後においてもしっかりと安全対策をお願いしていきたいと思っております。

次に、消えかかっている区画線等についての対応でございますが、市民の方々はもちろん、今、議員が言われました別府を訪れていただく方々の安全の確保のためにも、その更新についてしっかりと対応をしていきたいと思っております。

また、規制を伴う横断歩道につきましては、警察の対応となりますが、その協議・要望につきましても、しっかりと行ってまいりたいと思っております。

○13番（荒金卓雄君） 横断歩道は警察、県の管轄ということで、なかなか要望してもすぐ対応というのは行き難いのは私も理解しておりますが、この近年、よく信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとするときに、ドライバーが一旦停止を求められる、こういうのが守られているかどうかのデータも折々発表されております。なかなか守られていない。そういうのが、「横断歩行者妨害」というような呼び方もあるようです。

私もこの1年ぐらいですか、別府市内のバス、路線バス、路線バスが交差点の横断歩道をまたぐときに必ずスピードを落として、歩行者がいようがいまいが止まるのですよ。そして、また発進する。これは恐らく会社・職場でそういうことを徹底しているのだろうと思います。非常に重要ですね。私なんかも安全運転しているつもりですが、なかなか歩行者がいなくて、ちょっとこう、左を見ただけで左折というようなのに陥りがちなのですが、その辺も含めてまずそこに横断歩道があるということがはっきり白線で確保されていないと、雨降りのときとか夜間、こういうときに横断歩道が分からない、見えない、これが事故につながっていくという恐ろしさがあるのではないかと思います。

特に北浜は、私も今回の社会実験のところを見ましたが、1か所だけ前からある横断歩道が大分交通の北浜バス停からロイヤルホストさんに渡るところにも横断歩道がある。これは今回の社会実験では塗り直されていませんから、もう消えかかっている。また、そこからちょっとトキハの前の郵便局、北浜郵便局、あそこのT字路にも横断歩道がありますけれども、もう残っている白が少ない。こういう状況ですので、ぜひ警察関係との協議、要望を強く伝えていただきたいと思っております。

結びで、これ、9月8日の大分合同新聞に、「別府市がスムーズ横断歩道 別府に初整備」というのが出ていました。そういう横断歩道で一旦停止というルールを守ってもらわないといけないのですが、それがなかなか守られていない。それをどうして守らせるかと

ということで、横断歩道部分を7センチほど盛り上げているのですね。それで、もう物理的に車がスピードを出したまま行こうというのが防げるように。また、私も実は今日、朝来る前、そこを通ってみた。横断歩道がちょっと浮き上がって目に入るのですよ。だから、何といたしますか、発見に、横断歩道の発見にもつながっていく。こういう工夫が、千葉県の八街市での、小学生の列に大型トラックが突っ込んだという大きな被害が出たのを改めていこう、再発してはいけないということで、全国で取組が行われております。特にこれまでは通学路関係がゾーン30ということで、この地帯は30キロ以上は出さないでくださいというのをしていますが、それもなかなか朝の出勤時なんかでどうしてもいろいろ早道で行く。そういうのを防ぐためにも、こういう物理的な、盛り上げた横断歩道をつくっていこうというので、これまで全国で17か所取組が進んでいるということで、大分県内では別府が第1号。これも単費で160万円ですか、市が単費で負担してやったということは、私は、市長、これは本当、小さな一歩かもしれませんが、大きな成果につながると思います。

そういう観点からも、横断歩道の消えかかっているところは、何回もやっぱり県のほうに催促をして、別府だけはとにかく特別扱いではないかと言われるぐらい早くやっていたきたいというのを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） 休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○18番（平野文活君） まず最初に、質問項目の中で2番目の高齢者対策の3番目、介護保険問題については、今回は割愛をいたしますので、よろしく願いいたします。

1番は、新型コロナの感染に関連してでございますが、毎日もうテレビや新聞のニュースで皆さん御承知のとおり、東京方面なんかでは非常に医療が逼迫している。この大分県でも大きな感染が広がりまして、それに連日治療、その他に当たっている関係者の皆さんには深く敬意を表しながら質問をしたいというふうに思います。

別府市が、別府市のホームページで毎日更新をしておりますが、新型コロナの感染に関する情報ですね。それを見ますと、昨年3月から4月のいわゆる第1波では、別府市民の感染者は3人でした。それから、昨年8月を中心にした第2波というのは15人だった。それから、また年末年始を中心にした第3波が211名だった。さらに、この3月から6月にかけての第4波、242人。そして、この7月から始まった第5波、昨日の数字まで入れて603人という感染者で、波を重ねるごとにこの波が大きくなっているというのは、非常に注目をしなければいけないというふうに思います。

そういう中で、この第5波の別府市での特徴をどのように分析されているか。分析されておれば、その特徴についてお伺いしたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

別府市では、データの整理上、3月21日からの第4波の陽性者が一定期間確認されず、再び感染が確認され始めた7月16日を第5波の始まりと考えております。

大分県から提供された限られた情報の中の分析ではありますが、9月12日現在で市内での感染者は合計1,063名、1日当たりの最多陽性者は、9月5日の35人でありました。第4波に比べますと、9月12日現在までで総数で約2.4倍、全国的な動向と同じように、感染力が強いデルタ株の猛威が影響していると考えております。

また、一例ではありますが、陽性者の年齢、感染経路等の項目を第4波と比べますと、年齢構成では、40代以上に関しましては、年代が上がるにつれて感染者の割合は減少傾向と見受けられます。30代以下に関しましては、年代が下がるに従って増加傾向というような傾向が出ております。

感染経路では、37%程度の感染経路不明者があるものの、家族、職場などの普段から接している人からの感染が増加している状況であります。

総合的に見てワクチン接種の効果が見られますが、家族や職場からの感染が増えているなど、引き続き手指消毒、マスクの着用、こまめな換気、黙食などの基本的な感染予防対策の重要性を再認識しているところであります。

- 18番（平野文活君） 御答弁がありましたように、第4波に比べて第5波は約2.4倍、これはデルタ株というものの影響だろうと。それから、40代以上の年代は、年齢が上がるにつれて感染者が減っている、これはワクチンの効果というものがそういう数字になって表れていると思いますね。また、同時に年齢が若い世代になればなるほど感染者が増えるという傾向にある。これはまた後でもお伺いしますが、ワクチンが行き渡っていないということの一つの表れだろうというふうに思います。

そういう大分県や別府市でも、あるいは全国でもほぼ同様の傾向にあるというふうに思いますので、私たち共産党としてコロナに対する封じ込め戦略というのを、その時々が必要に応じていろんな提案をしてまいりましたが、大きくいってやっぱりワクチンを急ぐとともに、大規模な検査をやって無症状の感染者を早く発見する、そして感染の連鎖を断つということが第1。そして、経済的にも打撃が大きいわけですから、自粛を要請する一方で十分な補償が必要だ、また、命を守る医療体制の整備、こういう大きな柱で今までいろんな提案をしてまいりました。

その1番の問題で、まずワクチンの問題についてお伺いをしたいと思います。

いわゆる75歳以上から始まって、今はもう12歳以上の全ての市民を対象に予約を受け付けているわけですね。そこで、現時点での各年代ごとの接種率、2回接種が終わった接種率が分かれば教えていただきたいと思います。

- いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

9月7日時点の数値にてお答えいたします。12歳から19歳が11%、20歳代が23%、30歳代が29%、40歳代が34%、50歳代が51%、60歳から64歳が80%、65歳以上が85%となっております。2回目接種を完了した人数は5万7,488人となり、12歳以上の方に接種券を発送した数10万1,944人に対する割合は56%となっております。

- 18番（平野文活君） 第5波の特徴を見事に表しているのではないかと、高齢者はワクチンがかなり行き渡っている、65歳以上は85%だと。しかしながら、10代以下というのは11%、20代は23%ということで、大半がまだ未接種だということですよ。この未接種の皆さんに感染が集中しているというのが、今の第5波の特徴でございました。

そういう状況の中でワクチンの効果というのは証明されておるわけではありますが、10月の末には希望者には全員終了予定だと、こういうお話がありました。この希望者の数をどの程度見込んでおるか。あるいは、その希望者が全員接種できるような供給はきちんとできるのかどうか。そこをまず御答弁願いたいと思います。

- いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

現在、予約の受付状況は順調であり、国からのワクチンは10月上旬に12歳以上の80%分が2回接種できる量を自治体へ供給する予定となっております。現状では10月中には接種券を発送した12歳以上10万1,944人の80%の市民約8万1,500人が接種を終了する見通しであり、現時点で希望する方への接種が終了すると想定しております。

接種期間が終了となる2月末までの間にさらに10%の方が接種され、最終的に12歳以上の接種率が90%、全市民に対する接種率が80%になると想定しております。別府市の令和3年1月1日の人口は11万5,008人ですので、接種される方は約9万2,000人程度になると思われれます。

なお、希望者が想定を超えた場合は、必要なワクチンの確保について県を通じて国と協

議してまいりたいと考えております。

- 18番（平野文活君） 9月7日時点ということでございますが、接種の総数が5万7,488人2回接種が終わったということですね。それに対して10月中に80%までいく、8万1,500人までいく予定だと。そうすると、この9月、10月であと2万4,000人にワクチンを接種するという見込みで今やっているということですね。

先ほど言いましたように、このワクチンは極めて有効でありますから、これをきちんと予定どおり実施することが望まれておると同時に、ワクチンを打ったから100%大丈夫ですよということにはならないということが、全国の状況を見てもそういうことが言われております。ですから、私どもが強く求めてきたワクチンを急ぐとともに、大規模な検査で無症状者を含む感染者の発見をするということは、今さらに重要な課題になっているのではないかというふうに思います。

そこで、この検査についてお伺いをしたいと思います。この別府市のPCR検査センター、これはもう私どもから見ても非常に画期的な施設だと、全国に誇る施設だというふうに私どもは評価をしております。

そこで、これまでの議論の中で8月31日時点の検査数が1万3,826件だったと。そのうち陽性者が94件発見できた。これは陽性率というならば0.68%ということになりますね。それに対して大分県のその検査、これが毎日毎日発表されておりますが、検査と陽性者の数ですね。私の計算では、8月の第1週から9月の第1週、つまり5週間ですね、5週間の間に4万101件の検査をしているのですね。それに対して3,732人の陽性者、感染者が出ております。陽性率は9.30%、10%近いわけですね。これをどう見るかということでございますが、私の見方はどうかと聞いていただきたいのですが、大分県のやっている今検査、これはかなり広めの検査をやっていると、こういうふうに言うのだけれども、原則は症状が出た人が、医療機関を通じて検査を受けるということ、あるいは陽性者が出たら、その関連の人、周りの接触者を含めて広めに検査をする、大きくはそういう2つの対象になるというふうに思うのですね。

それに対して別府市がやっているPCR検査は、無症状者が原則ということですね。ですから、この大分県がやっているような、今の行政検査では発見ができないという感染者を別府市の検査センターは発見をしている、こういうふうに私は評価していいのではないかとこの0.68%の陽性率、150人に1人ぐらいが感染者、大分県の検査では発見できなかったような感染者を発見できている。そのことによって感染の連鎖を、その部分については食い止めることができているという、このやっぱり役割というか、この現在の新しい数字は分かりませんが、8月31日時点での陽性者94件、0.68%という意義ですね、私はそこに意義を見出しております。

そこで、この検査の問題でお伺いしたいことは、この検査センター、第1次が8月いっぱい予定で、12月まで延ばしましたから、総枠で金額のことは別に置いて10万件以上の検査ができる検査能力を持っているというふうに聞いておりますね。これを、この検査能力を本当にフルに発揮といいますか、使い切るぐらいの検査センターの活用をお願いしたい。そのためには、今やっただいていただいているとは思いますが、さらなる市民への周知徹底、特に大学や経済団体や施設関係者、教育・保育関係者などなど、やっぱり定期的に検査をしてくださいよというようなことを、そういう組織を通じてでも大いにアピールする、こういう取組が要るのではないかとこのように思います、いかがでしょうか。

- 健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

今回の検査センター期間延長に伴う6月23日からの開設から12月末までのトータルでいきますと、PCR検査約2万8,000件、抗原検査約7万8,000件の約10万6,000件の利用者の検査が可能な体制で対応しようと考えております。県内・市内の感染状況等によ

り検査数は増減しますが、開設から7月末までと8月では、1日平均で約5倍、355件の利用件数にもなり、市民の不安解消とともに安全・安心につながるよう運営してきております。

これまでこのセンターの開設に当たり市内への全戸配布をはじめ別府市旅館ホテル組合や商工会議所等経済団体や市内の各大学を含めて、市内の駅や主要公共交通機関へのチラシの配布や看板の設置並びにホームページ等を活用し、様々な形でこのPCRセンターの周知宣伝を行い、利用促進を図ってきております。このセンターの利用目的も多岐にわたり、会社として、またはグループ活動の前後、施設入所者への面会や見舞い等、様々な理由によりこのセンターを活用いただいているところでございます。

今後も、できるだけ多くの方に利用いただけるよう、全戸配布や各団体へのセンターの利用促進に向けた周知等に努め、感染拡大防止と市民の安全・安心の一助として多くの方に利用されるよう取り組んでいきたいと考えております。

- 18番（平野文活君） 私どもは、こうした大規模検査は本来なら国が旗を振って、国の責任でもっともっと大規模にやるということが、感染の連鎖を断つ上で極めて重要だと位置づけてきましたが、なかなかそういうふうにはなっておりません。しかも、これ、第1次、第2次の補正予算といいますか、この検査センターの費用は合わせて5億円近いお金が投じられる予定になっている。しかも、それが市の単費だということも改めて聞いて驚いておるのですよね。こうした必要な、それこそ先駆的な感染防止のための費用を、国の費用は使えないのか。あるいは、ないのであればやっぱり国に対して強くこうした検査、大規模検査に要する費用を負担してもらおうように強く要請をすべきだということを強く申し上げまして、次に移りたいと思います。

治療の体制についてでございますが、菅総理が、自宅療養を原則にするということを打ち出してびっくりしたわけでございますが、やっぱり自宅療養というのは非常にリスクがあるわけで、私どもは、自宅療養ゼロを推進しつつ、命を守るための支援強化が必要だ、こう考えております。

大分県の現状は、これは9月13日時点でございますが、入院が164、宿泊療養が180、自宅療養は51、調整中が32ということになっておりますよね。調整中の方も自宅におるといふふうに見れば、83の方が自宅療養ということになっております。

ところが、第5波の中でこの自宅と調整中が一番多かったのは、8月28日で960の方がそういう状態にあったのですね。その後、大分県はホテル療養の施設を次々に増やすことによって、この自宅療養が先ほど言ったように51、調整中が32のところまで減ってはおりますが、そういう点では大分県も必要な、東京のようなことにならないための手立てを取っておるといふふうに思います。

思いますが、ここ最近で注目すべきことは、死亡者が増えているということですね。県の発表をずっと追っているのですけれども、8月25日から9月13日までの20日間に9の方が亡くなっております。この9人の死亡者の内容ですね。コロナで入院をしていた方が重症化して亡くなったというのが5人ですね。その一方で、亡くなった後の検査でコロナであるということが分かったという方が4人です。亡くなった9人のうちの4人がそういう状態だというのは、私はちょっと異常なことだといふふうに思います。これは、やはりいわゆる無症状の段階から早期にコロナ感染の発見をするという、そういう仕掛けになっていないということが、この死亡の後にコロナで分かった。4人のうちのたしか2人でしたかね、自宅ですよ、自宅で亡くなって、死亡した後、コロナと分かった。ですから、こういう大分県の死亡者の最近の事例を見ても、無症状の段階で早くコロナ感染の発見ができる、今別府がやっているセンターの役割、非常に大きいと私は改めて強調したいといふふうに思います。

そこで、この医療とか治療、コロナに対する治療とか医療ですね。これは、医療の分野というのは県の仕事ですから、なかなか市が関与するというのは難しいのでありますが、私たちは、このコロナが発生して去年の8月の段階からずっと一貫して、県が情報を独占する、市町村に情報をなかなか流さないというのは、これはおかしい、必要な情報、市町村ごとの情報開示というのを求めるように市長にも申し入れてまいりました。

この議会の中で市長も情報開示を求めたいという御答弁がありましたので、どういう情報を県に求めるべきなのか、どんな情報開示を求めるか、今、市としてはどんなことを考えているか、お考えを聞かせてください。

○内田いきいき健幸部長 お答えいたします。

現在、自宅療養者への支援等の対応については、保健所がその役割を担っており、その対象者に関する情報や、また感染者の市町村ごとの入院患者数や自宅療養者数等、感染者の現状が把握できる情報は公表されていない状況です。

今後、市町村で自宅療養者等への支援となれば、住所や家族構成、症状の状態等、対象者に関する個人情報や支援を必要とする内容等の情報とともに、市内全体の状況を把握できる情報等も必要になってくると思われまます。

○18番（平野文活君） 自宅療養者に対する支援ということですが、どのような支援ができるかなど、これは素人ながら思うのですが、医師会の先生たちとも連携を取りながら、いわゆる往診ですね、あるいは在宅の看護、さらには健康観察、こういった分野かなど、こうと思いますが、別府市としてはどのような支援ができるというふうに考えておるでしょうか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

大分県から現在各保健所で食料の調達が困難な自宅療養者への食料提供や電話等での定期的な健康観察ができており、これらの業務を市町村に依頼する予定は、現在のところありませんが、自宅療養者への生活支援等業務の依頼を今後行う場合があるとの措置がされるところです。しかしながら、今後の感染者数の増に伴い保健所業務が逼迫した場合、保健所における感染対策業務の増大により機能が不全とならないよう、例えば健康観察など保健所から保健師が行う専門業務に対する協力等想定されますので、その要請に対応できるよう備え、大分県が進める支援体制や状況の中で対処していきたいと考えております。

○18番（平野文活君） 今御答弁された、大分県から市に対して、市町村ですね、市町村に対して通知が出されている。どういう通知かということ、自宅療養者への生活支援等の業務の依頼を行う場合があるというような通知があり、その場合には要請に対応できるように備えるという御答弁でありましたね。これは非常に重要な通知であり、市の対応策だというふうに思います。

この健康観察には保健師が当たるというふうに思いますけれども、今、これ、ちょっと分かればであります、別府市には保健師さんがどのくらいおられるのか、分かれば御答弁ください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市に今、保健師は22名います。

○18番（平野文活君） コロナではなくても必要な通常業務に当たっているというふうに思いますけれども、いざというときにはこういう方々が専門性を発揮できるということですね。あれですね、今、第5波はだんだんと波が収まりつつあります。まだ毎日毎日別府市も感染者が出ているわけで、根絶したということにはなっておりませんが、テレビや何か見ても、専門家の皆さんが第6波というのは必ず来ると言うことをまた言っていますね。そういうことがあるのだろうというふうに思いますね、ずっと今まで繰り返されておりますので。また、いわゆるデルタ株とか何とか株とか新しい変異が出るかもしれない

ということもいろいろ考えまして、今ある程度落ち着いているようなときこそ次の波に備える。そして、先ほど言ったような在宅のまま亡くなるとかいう、コロナかどうか分からないうちに亡くなってしまうとか、そういうようなことを引き起こさない体制が必要だ。

この、今落ち着きつつあるときに県とか医師会とかとの協議をきちんとやって次の波に備えるという必要があるのではないかというふうに思いますので、ぜひそういう方向で進めていただきたいということを申し上げまして、次に移りたいと思います。

次は、学校や保育所での感染防止対策ということですが、冒頭の危機管理課の答弁で、若者の感染者が増えているというふうに言われました。今、子育て支援課や、あるいは教育委員会が把握しております幼児や児童生徒に広がっている感染状況をどういうふうに把握されているか、御答弁願いたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

県の発表によりますと、令和3年8月末までに感染が確認された市内在住の小学校児童数は18人、中学校・高等学校等の生徒数は46人、合計64人でした。月ごとの感染者数の推移を見ますと、本年7月までは平均1.2人で、1か月に0から7人の間で推移していましたが、第5波となった8月におきましては、児童13人、生徒30人、合計43人の児童生徒の感染が確認され、これまでの感染者は全体の7割を占めていることから、若年層への感染が増加しているという特徴が見られております。

○18番（平野文活君） 昨年からずっと今日までの児童生徒の感染者が、全体で64人だったと、別府市で。1年半以上で64人、そのうちの43人は今年の8月ということですから、この第5波が若者に与える影響、ワクチンを打つ対象にもなっていない、そういう方々にもこれだけ広がったということは、極めて特徴的なものでありますので、警戒すべきことだと思います。

同じように乳幼児あるいは就学前の幼児の、この感染者はどんな状態だったか分かりますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

現在、こちらのほうではその数字を持ち合わせておりませんが、公立の保育所におきましては、今のところ園児の発生はしていないところです。

○18番（平野文活君） 事前の聞き取りで私は聞いておりますので、7月、8月ですね、1歳未満の乳幼児は、7月は1名だと、8月は8名だと、計9名ですね。1歳から就学前は、7月、8月ともゼロだと、こういうお話でありました。ですから乳幼児が、家族感染で乳幼児が9人この7月、8月でうつっている、感染しているということも、これは事実としてあるわけでありまして。

そういうことがありますので、教職員とか、あるいは学校や、あるいは保育園を含めて、そういったところで感染者が、児童生徒などに感染者が出た場合は、どういう対応をされておられるのかお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市では、学校や幼稚園で感染者が確認された場合に、迅速に対応できるよう対応の手順を定め、各幼稚園、小中学校に周知しております。校内で感染者が確認された場合は、まず感染した園児・児童生徒については、出席停止措置を取ります。他の園児・児童生徒が濃厚接触者に特定された場合も同様の措置を取ります。

その上で、学校は、保健所が行う感染者の行動履歴の調査や濃厚接触者の特定、PCR検査対象者への連絡に協力するとともに、校内の消毒を行うなど安全確保に努めます。

教育委員会は、保健所、学校と情報共有しながら学校への指導助言を行い、臨時休校を行う必要性について保健所の助言を基に判断をしております。

○18番（平野文活君） 今、教育委員会がやっているその対応というのは、全県共通の対応

ですよね。先ほど言いましたように、県の検査というのは、症状が出た人、あるいはその関連の人というところに検査の対象が狭められておりますので、私は、学校が始まる前、夏休み中であれば今の対応でもよかったかなと思うのですが、学校が始まってしまった後、例えばクラスの誰かが陽性になったということが分かったら、そのクラス全員の子どもたちも含めて検査する必要があるのではないかと、私はそう思うのですね。ただ県や国の通知ではそこまでは求められていないし、今の御答弁でもそこまでは言われておりませんね。だけれども、そこら辺はやっぱり学校の中での感染を広げないような、家族感染はやむを得ないということはないのだけれども、学校の中での感染を広げないための対策というのは、もっと踏み込む必要があるのではないかと。そういう点では、感染者がもし出た場合は、別府市のPCRセンターも活用しながら、クラス全員が検査をしようとかいうような対策も要るのではないかとすることを重ねてお願いして、このコロナ感染については終わりたいというふうに思います。

次、高齢者対策についてでございますが、高齢化が進む中で、私のところに市報の配布が負担になっている、こういう声が寄せられました。多くの町内で順番制みたいになっているというふうに思うのですね。実際にはお体が不自由な方の番になっても、その方を抜かしていくというような配慮は当然されておるといふふうに思うのですけれども、そういう対象になった方からの要請で、福岡県の西区では、市報の配布を民間委託されているというふうに聞きました、別府市でも検討してほしいというような声が寄せられました。つまり自分がほかの人と同じような、いうならノルマというか、果たせないことに対する配慮というか、配慮されることについての心苦しい点もあってこういう意見になっておるといふふうに思うのですけれども、そういう意見が寄せられましたので、西区に問合せしてみたところ、この西区では自治会の8割が民間委託しているということも分かりました。しかも、この自治会に入っていない方にも全員配布をするというようにも言われました。

ますます高齢化が進みますので、こうした問題も検討課題になるのではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（大町 史君） お答えいたします。

市報の配布につきましては、自治会の御協力を得て各世帯に配布しております。自治会を通じて配布していただくことは、配送経費の抑制だけでなく、住民自治の構築に欠かすことのできない地域のコミュニケーションづくりや近況確認など共助の促進にもつながっているものと考えております。

今後も、配布方法や広報媒体などを工夫しながら、一人でも多くの市民の皆様に市報を読んでいただけるよう努めてまいります。

○18番（平野文活君） 今はそういう方針だということですね。ただ、そういう声があるということもぜひ御承知していただいて、検討もしていただきたいと思います。

次に、市街地の中での交通弱者対策の問題であります。

今、公共交通の計画を策定中ですね。前も申し上げましたけれども、交通弱者対策というのは、これまで山間部の交通不便地域の対策が先行しておりました。しかし、市街地の中にも公共交通に不便を感じている方々が多いというふうに思いますし、また、今別府市でやっているいわゆるお出かけ支援事業ですね、バス料金を半額支援する。こういう制度は使いづらい、使えないという方々もかなり多数おられるというふうに思います。

これも福岡市がやっている制度なのですが、高齢者福祉乗車券という制度がありまして、70歳以上で一定の要件を満たす、所得制限があるのですね、所得制限などの要件を満たせば、バスカードを使うか、あるいはタクシーの補助券を使うか、同じ程度の支援が、5種類のサービスがあって、その中から自分に合った支援策を選べるというふうになってい

ると聞きました。なるほど、なるほど、こういうやり方もあるなど。

つまり、別府市がこういう制度をつくりました、これ、使える人は使ってくださいというだけではなくて、市民がいろんなメニューの中でこれが自分に一番いいというようなものを選ぶ。そういうやり方のほうが確かにいいなというふうに私は思いました。ぜひこうした福岡の事例などを参考にして利用者が選べるサービスにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

別府市では、現在、別府市公共交通計画策定に向け住民の皆様へのアンケート調査を行っております。このアンケートでは、外出の頻度や移動手段、外出時の困り事、各交通機関の利用状況や満足度などをお聞きしております。また、利用者の御意見を直接伺うために乗り込み調査なども予定しております。これらの調査により課題を整理した上で、今後の公共交通の在り方を計画してまいります。具体的な施策を検討する際は、実際に公共交通を利便性のよいものとするために、地域住民や交通事業者の御意見を伺いながら、またサービスを維持させていくためにも、財政負担なども考慮しながら持続可能な交通政策につままして、別府市公共交通活性化協議会の中で協議してまいりたいと考えております。

○18番（平野文活君） これも今、検討するとありますので、アンケート結果を踏まえてぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、3項目めの介護保険については、割愛をいたします。

生活困窮者対策についてであります。

長引くコロナの感染拡大により、生活が苦しいという世帯が増えております。こうした中で、いわゆる社会福祉協議会のコロナ特例による貸付け制度に多くの方々がこれを利用しているというふうに聞いております。どのくらいの方が利用されておられるのか、あるいはその貸付額など分かれば説明していただきたいと思っております。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

令和3年7月末の時点の、社会福祉協議会における緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付けの別府市の状況でございます。

緊急小口資金の貸付けが2,032件、金額が4億4,900万円、総合資金の貸付けが1,599件、8億4,445万円、総合資金の延長貸付けが990件、金額が5億1,417万円、再貸付けが762件、金額が3億9,555万円、合計で5,383件で、合計額は21億5,907万円になります。

○18番（平野文活君） この数字をどう見るかということになるのですが、昨年3月から始まった、特例がね。緊急小口というのは1口20万円、これが、約2,000世帯が利用した。総合支援資金というのは、1口20万円掛け3か月、60万円ですね。この制度を1,599世帯の方が利用した、こういうことですね。

ところが、昨年7月にさらに総合支援資金が延長されて、1か月20万円掛け3か月、これがいわゆるさらに上乗せして借りることができるようになった。それを使った人が990世帯。それでも足りないというので、今年の2月に総合支援資金の20万円掛け3か月というのが、また再貸付けという形でできるようになった。これを利用した方が762世帯、こういうことですね。合わせて5,383件、21億円の貸付けが行われている。さらに今年の5月以降、末ですかね、自立支援金という制度があって、これ、こういう方々がまた、多くの方々が利用しているというこの現状ですね。

私は、昨年3月から始まったこの特例の貸付け制度を、今年になってもなお借り続けなければ生活のめどが立たないという方々が1,000世帯近くおるといふふうに見ていいのではないかと思うのですよ。こうした生活再建のめどが立たない世帯には、貸付け制度というのは適切ではないのではないかと。返さぬでいいですよ、非課税世帯であればというふうなことが言われておるけれども、そういうことを言うのも変な話だな、貸付けしておって

返さぬでいいというのもおかしな話だと思うのですよ。

ところがその一方で、決算のときにも問題になりましたが、生活保護の支給世帯は減っているということですね。私は、貸付けを優先するよりは、やっぱり生活保護というのは憲法上の権利なのだとということで、必要な人がもっと使いやすいように周知も徹底してやるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルスの感染症の生活困窮者の自立支援金を国のほうが事業で示して、市のほうで事業を行っておりますが、国のほうがこのとき示した趣旨は、就労による自立を図るため、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるためにその間支給するものとなっています。この事業は11月までということで延長されておりますが、事業の終わりは確定しておりませんが、事業が終了し、就労が困難で生活困窮状態であれば生活保護の申請をしていただくということが第一だと思っています。

今後、申請者が増える状況になれば、申請者の不利益とならないよう相談体制の整備に努めて、迅速な対応を実施していきたいと考えておりますし、また、生活保護のお知らせとして、今、自立支援金の支給決定者につきましては、生活保護の御案内ということで御説明のリーフレットを送付しているところでございます。このリーフレットなどにより、就労による自立が困難で生活に困窮している世帯が、ちゅうちょなく生活保護の相談及び申請につながれるよう努めていきたいと思っております。

○18番（平野文活君） ぜひ促進していただきたいと思っております。

最後の質問で、小倉のグリーンハイツの道路整備についてお伺いをしたいと思います。

この問題は、以前からお願いもしてまいりまして、今、別府市がやっているのは、地籍調査という国の仕事と道路整備を組み合わせるといってという手法で、住民負担なしで10年ぐらいの計画でやるということを進めてきたわけですね。それが今どこら辺まで来ているかということをお伺いしたいのですけれども、当初の住民説明では、これは平成28年から始まったのでしたかね。令和2年度、昨年度では、第1工区ではもう道路工事に着工しているという計画になっていたのですかね。第2工区についても今年度、令和3年度には道路整備に着工しているという計画だった。しかし、現時点ではどこも工事が始まっていないのですかね。今、どういう状態なのか。今後の見通しも含めてお願いしたいと思います。

○都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

小倉グリーンハイツ内の土地につきましては、平成28年度より3ブロックに分けて地籍調査を実施しております。

進捗状況としましては、第1ブロックの調査面積は0.27キロ平方メートルで、土地の筆数としましては767筆を令和2年2月に法務局に成果の写しを送付し、登記されている状況です。

次に、第2ブロックの調査面積は0.15キロ平方メートルで、土地の筆数としましては、787筆を本年7月に法務局に成果の写しを送付し、これにつきましても登記が完了しております。

最後に、第3ブロックの調査面積ですが、0.07キロ平方メートルで、土地の筆数としましては、329筆を本年度中に成果の認証を受けまして、来年度に成果の写しを法務局に送付する予定となっております。

○18番（平野文活君） 地籍調査というのは、もうほぼ終了しているという今のお話でありました。それが、これからの段取りとしてはどういうふうになるのでしょうか。道路工事が始まるのは、どういうことで始まっていくのか。ちょっと説明してください。

○都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

道路整備に当たりましては、土地を取得しまして、市道認定を行った上で施工しなければなりません。また、土地の取得につきましては、寄附が前提となりますので、今後は土地所有者に対しまして協力をお願いをすることになります。

なお、道路整備につきましては、土地が取得できた区間から整備を実施していくことになると考えていますので、国からの交付金を活用して整備することになりますので、交付金の配分によって年度ごとで整備の内容にばらつきが出てくる可能性がありますので、県や国に対しまして予算の確保の働きかけを行いながら事業の進捗を図っていきたいと考えております。

○18番（平野文活君） 3月の議会でもこの問題を取り上げたのですが、その際、小倉中央線外2線の一部については、側溝改修を今年度実施するというふうに今御答弁があったのですが、まだ始まっていませんね。これはどうなっていますでしょうか。

○都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

本年度の整備内容につきましては、市道小倉寺大平線の側溝改修を行うことにしております。11月頃までには工事が着工できるように準備をしているところでございます。

○18番（平野文活君） この問題は、ぜひ市長にも尽力をしていただきたいと思うのですが、前の市政のときから私はこの問題を取り上げてきたのですが、昭和40年代の早い時期からの古い団地造成で、道路部分まで含めて宅地と筆が同じで、道路部分と宅地部分が分筆されておらぬという、そういう古い団地ですよ。したがって、あれからもう40年、50年の間、その地権者は道路部分の固定資産税も何十年という間市に納めてきた。しかし、水道も市の水道ではないとか、道路の改修はもうできないとか、要するにそういう行政サービスが受けられぬできた、これはやっぱり問題だということが住民の訴えでありましたね。

住民説明会があって、これは誰かの本当に知恵があるなと思うのですが、国の地籍調査と組み合わせれば住民負担がないということですね。これは非常に優れた手法だというふうに思います。

市長も市会議員時代でしたか、この期成会ができて、その顧問にもなっておりましたですね。ですから、今の市政になってその地籍調査費用方式が採用されていって、その市長の力もあったのかなと思うのですが、この住民説明会で言ったように第1工区は昨年度で工事が始まるはずだった。第2工区は今年度始まる予定だった。これが、まだ全然姿が見えぬというところに今、そしてどんどん住民の方は高齢化しているという今の状況を見れば、それこそ公約どおりといいますか、早く道路整備の姿を見たいと。当然市の水道にも移管をしなければなりませんし、そういうことで、ぜひそういうことが目に見えるようなことを市長にも尽力していただきたいと思いますが、一言いただけますか。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

私もグリーンハイツで生まれましたので、生まれたというか、育ちましたので、この道路の状況とか、その下を通る水をもらえないというような悩みをずっと地域の方が抱えてこられたということは、よく存じ上げております。

私がどうこうというよりも、これはもう本当に議員言われるように、できるだけ早く何とかしてあげたい、何とかするべきだという思いでここまで、議員も御尽力いただいたのだと思いますし、私もそういう思いでやってきました。

10年だったと思いますが、これを全て完成させるというようなお話ではなかったかというふうに思います。とにかく早くスピードアップしてやりたいという思いがありつつも、国からのお金がなかなか我々が求めているような規模感で出てこない。これに関してはほかの部分もそういう同じような状況で苦しいところがありますけれども、国のほうにもしっかりとこの予算については要求をしていきたい、声を上げていきたいというふうに思

いますし、いずれにしてもしっかりと、約束した以上は少し、ちょっと遅れるのかなという思いはありますけれども、できるだけ早く皆さん方の期待に応えられるようにしっかりと整備ができるように、我々は事務作業をしっかりと進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○18番（平野文活君）ありがとうございます。市長の政治力にも期待をして、ぜひよろしくをお願いします。終わります。

○2番（日名子敦子君） 通告の順番どおりに質問させていただきます。

昨年も、子どもたちの行事について質問いたしました。まさかいまだに新型コロナウイルスの感染が収束せず、今回も質問することになるとは思ってもいませんでした。昨年は、子どもたちの楽しみにしていたたくさん行事が延期・中止となり、その該当学年でない子どもたちや保護者の皆様が、今年こそはきっと大丈夫だと思っていたのではないのでしょうか。

そこで、まずはコロナ禍における学校行事についてお尋ねいたします。

大分市では、予定どおり始業式ができず休校、その後、分散登校後、2週間遅れの始業式が行われたとニュース等で聞きました。

別府市は、例年9月1日が2学期の始業式ですが、何か同等の対応をされたのでしょうか。また、多くの部活動は、最高学年が引退し、新チームでの中体連も控える中、練習試合等もままならず、指導者も生徒も、そして保護者の皆様が不安に思っているんじゃないかと思います。部活動は、どのようになっているのでしょうか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

別府市は、感染症対策を徹底した上で、例年どおり9月1日に始業式を行いました。しかし、感染が拡大傾向にあったことを踏まえ、部活動については9月5日までの中止としておりましたが、その後も感染者数の減少が見込めない状況から、12日まで中止を延長し、13日以降も活動時間を1時間程度とし、身体接触を伴う活動を避けるとともに、当面他校との交流は不可とするなどの制限を設けております。

○2番（日名子敦子君） なかなか厳しい現状と思います。

では、小学校の運動会や中学校の体育大会の予定はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

中学校の体育大会は、9月18日に1校、9月23日に6校が実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、9月27日以降に延期をしております。小学校の運動会は、10月2日に11校、10月3日、10月31日に各1校が実施予定であり、9月23日に実施予定であった1校は10月に延期をしています。

新型コロナウイルス感染症対策として、原則午前中の開催、個人種目を中心とし、団体種目を実施する場合は、密集密接を避けるように工夫し、参観者は保護者のみとするなど、対策を講じた上で実施する予定ですが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、実施について判断していきたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） 感染状況を見てということですが、保護者の皆様もいつかないつかなど、なかなか予定の管理が難しいかなと思いますので、決定し次第保護者の皆様にも、もちろん生徒にもですが、お知らせいただければと思います。

では、小中学校の修学旅行はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

修学旅行は、通常であれば小学校は佐賀・長崎・熊本方面に1泊2日で、中学校は関西方面3泊4日で実施をするところですが、訪問先や県内の感染状況を踏まえ、昨年度実施を見合わせた中学校3年生は、10月に県内日帰りの修学旅行、小学校6年生と中学校2年生は県内1泊2日の修学旅行を10月以降に実施する予定で調整をしているところでござ

ざいます。

- 2番(日名子敦子君) 修学旅行は、子どもたちが楽しみにしている一大イベントです。しかし、昨年修学旅行に行く予定だった3年生がまだ行けていない。3年生は受験を控えていますので、10月が最終リミットではないのかなと思います。生徒や保護者の方々の中には、コロナ禍で修学旅行に行くのが不安で心配で行きたくない、行かせたくないと思っ
ていらっしゃる方も少なくないと聞きました。今後の感染状況にもよりますが、適切な御判断をお願いいたします。

さて、コロナ禍の中でALT、外国語指導助手の皆様が、帰国等でALTの招致が困難な状況ではないかと思
います。市内小学校・中学校の現状はどうなっていますか。

- 学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

別府市では、令和2年度に小学校3、4年の外国語活動及び小学校5、6年の外国語科が全面実施となることに合わせALTを導入し、6名のALTを各小中学校に派遣をしてきました。しかし、令和2年9月に2名が帰国し、新たに2名を招致する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の水際対策が講じられたため、来日が延期となっています。さらに本年度8月に1名が帰国し、今月末にさらに1名が帰国するため、その後は2名体制となります。今後、10月末に2名、11月に1名を招致し5名体制になる予定ですが、来日延期となっている1名についても早期に招致できるよう、ALTをあっせんする自治体国際化協会に対して要望しているところです。

- 2番(日名子敦子君) 令和2年度からALT増員の運用の予算もついた矢先にコロナ禍となり、6名体制での運用のはずが、現在は2名で、11月によりやく5名になるということです。なかなかコロナ禍で大変ということは承知しておりますが、英会話に触れる貴重な機会が一日も早く元に戻ってくることを期待しています。

続いて、タブレット運用についてお尋ねします。

本年度、児童生徒1人1台タブレットとAIドリルが導入されましたが、この活用状況について、どのようになっているのでしょうか。

- 学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

タブレットの活用については、インターネットを活用した調べ学習をしたり、考えや調べたことをプレゼンテーションアプリでまとめて発表したり、カメラ機能を使い観察や調査したことを写真や動画として保存するなど、用途は多岐にわたっています。その他、ウェブ会議システムZoomを活用した全校集会等の実施、アンケートフォームを活用した生徒や保護者対象のアンケートを実施するなど、授業以外でも活用されています。

1学期の一定期間において各学校のタブレットの活用状況を調査したところ、全ての小中学校でタブレットが活用されており、平均すると総授業時間の約3分の1程度の時間で活用しているということが分かりました。

AI型ドリルにつきましては、主に授業中の復習場面や補充学習の時間での活用に加え、コロナ禍により登校できない児童生徒への支援等で活用されています。一人一人の児童生徒の理解度に応じてAIが出題する個別最適化された問題を解き進めたり、教師が独自に選択した問題を児童生徒の端末に配信したりするなど、狙いや児童生徒の実態等に応じた活用を進めているところです。

- 2番(日名子敦子君) 先日、今年度開校いたしました西中学校のタブレット運用状況を数名の議員と視察させていただきました。英・数・国・理・社の5科目だけかと思っておりましたが、5科目以外の体育・音楽などのほぼ全ての授業でタブレットが活用され、生徒もスムーズに利用できていて、とても感心しました。御指導も、工夫等なかなか難しい部分もあるかと思いますが、先生方のICT指向上に向けた教員研修の状況についてはどうなっていますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

教員用タブレットの配布に合わせ、昨年度8月、9月に全教員を対象とした操作研修を実施し、本年度6月のA I型ドリル導入時には各校担当者を対象とした研修を実施しました。10月には希望する教員を対象とするタブレット端末活用研修を予定しております。

また、各学校では1学期中に平均3回のI C T指導力向上にかかる校内研修を計画し、端末導入業者が提供する研修動画や各校に派遣したI C Tテクニカルスタッフを活用して、端末操作や各種アプリの活用についての研修や情報モラル研修等、各学校の実態に応じた校内研修が実施されております。

○2番（日名子敦子君） さて、今伺ったとおりかと思えますけれども、先生方の研修等、また大変かと思えますが、子どもたちのみ込みは早いのではないかなと思うのです。先生方もコロナ禍で学校生活も心配が多い中、タブレット授業のためのスキルアップもまた大変かと思えます。どうぞしっかりとした研修をまた重ねてお願いいたします。

さて、タブレット運用に伴い通信環境、W i - F i環境のない家庭へのポケットW i - F iの貸与をすることとなりましたが、平等に学習することからも大変すばらしいと思います。この貸与の際のルールについてはどうなっていますでしょうか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

通信機器の貸与の目的は、端末を使用した学習であるということから、ルールとしましては、学習以外では使用しない、貸与している端末以外は接続しない、必要がある時以外は外に持ち出さない、また中学校卒業時、または通信機器を自己設置した場合は、貸与している通信機器を速やかに返却するといったことを想定しております。

○2番（日名子敦子君） 今後、貸与の判断は学校現場になるのかなと思われまので、しっかりとしたルールづくりが必要ではないかなと思います。

他市では、休校時のオンライン、自宅でオンライン授業をスタートさせているようです。別府市でも臨時休校の場合、タブレット活用に向けてどのような準備をなさっていますか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

5月に小学校4年生以上の児童及び中学校全生徒を対象に、校内でのZ o o m接続テストを実施するとともに、児童生徒が家庭にタブレットを持ち帰り、配布したタブレットと自宅のW i - F iへの接続テストを実施いたしました。この2つのテストにより全ての学校でタブレットを持ち帰り、自宅で使用できることを確認いたしました。

なお、既に数校でタブレットの持ち帰りを実施しており、自宅学習等についてもタブレットを活用しております。

今後は、臨時休校等の非常時に備えるために、全ての家庭において通信が可能となるよう、W i - F i環境が未整備の家庭への支援等を行い、インターネットを活用した学習を推進してまいりたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） オンライン授業を行っている他市の授業をニュース等で目にしますが、オンライン授業用の授業の準備等、先生方も大変かと思えます。そのアイデア、手法もI C Tテクニカルスタッフからのアドバイスをしていただいて学習の平等性を保っていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、公共施設についてです。

多世代交流健康増進複合施設、通称おひさまパークの活用についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症対策は、どのように行っていますか。

○子育て支援課長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

多世代交流健康増進複合施設・おひさまパークは、令和3年4月に開所し、中央保育所、南子育て支援センター・わらべ、南部地域交流センター、南部児童館と、それぞれ保育士や職員が、子どもたちが楽しく過ごせるよう工夫を凝らしている活動を行っているところ

でございます。

地域の皆様をはじめ市民の皆様には、日頃よりおひさまパーク運営への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、子どもたちと利用者の健康と安全を確保するため、マスク、消毒、3密を避けるなどの感染対策を行っているところでございます。施設には常時消毒などの業務に携わっている感染症対策業務従事者を配置し、毎日おもちゃなどを一つ一つ丁寧に消毒しております。

また、子育て支援センターと児童館の利用は登録制とし、感染者が判明した場合は対応を取れるようにしております。

行事につきましても、状況を見ながら中止や延期の対応をさせていただいております。

園児や利用者、またその御家族に発熱や風邪、呼吸器症状があるときは、登所や施設の御利用を控えていただくようお願いしているところでございます。

○2番（日名子敦子君） この施設は、「健康増進複合施設」という名前ですが、このオープン以来、コロナ禍で思うようには行われていないのではないかと思いますけれども、健康増進事業等の取組をされている現在の内容、今後の予定などを教えてください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

本年4月にオープンしましたおひさまパークでは、多世代向けに世代別の健康増進事業を実施しております。新型コロナウイルスの影響で、6月からの事業実施となっておりますが、例えば子育て世代に対しましては、月1回実施する乳幼児等参加できるふれあい体操や、夏休み中に管理栄養士による食育教室など親子で参加できる教室を、働き世代に対しましては、参加しやすさを目的に開始時間を19時とした月1回の運動指導員による脂肪燃焼教室を、また高齢者向けには月2回の理学療法士・看護師による転倒予防教室等を始めております。また40歳以上を対象にした地域で行う肺がん検診も、集団検診の場所として実施をしております。

今後についてですが、月1回の生活習慣病の予防や改善、禁煙指導等の講演会や相談会、週に1回高齢者の方を対象とした認知症予防教室等を行う予定としております。新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながら、感染予防対策を取りながら、別府市の健康課題の解決につながるよう事業を実施していきたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） では、この事業を実施する上で十分な感染対策を取られているとは思いますが、いま一度感染対策についてお聞かせください。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

使用前・使用後の道具などへのアルコール消毒や十分な距離を取った配置などを実施する上での感染予防対策を行うとともに、予約制で人数を制限して参加を募り、参加者には来場時の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用等、基本的な感染予防対策と、2週間以内の健康状態等について体調等確認票の記入をお願いし、当日の健康状態を再度確認するなどの対策を取りながら実施をしております。

○2番（日名子敦子君） 昨年から続くこのコロナ禍で、苦慮しながらも住民の健康増進に取り組んでいるようですが、今後のこの施設の活用についてどのようなお考えですか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

今後も感染予防対策を取りながら、現状の中で実施可能な形を模索し、可能な限り市民の健康づくりの機会となるよう事業実施に取り組んでいきたいと考えております。

また、ひとまもり・まちまもり協議会や南部の手をはじめとする地域の団体の方とも連携しながら、地域で自主的に継続して行える健康増進事業や多世代交流の実施、さらには東部保健所等とも協力をいただきながら、市内の事業所の働き世代に向けた健康増進事

業の周知を行うことで施設の幅広い活用につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

- 2番(日名子敦子君) そこで、このおひさまパークなのですから、「あの施設は何なの」とか「何ができるの」と地域の皆様によく聞かれます。多世代交流健康増進複合施設をもっと皆様に知っていただくために、また親しみを持っていただくために、施設全体の広報紙等を定期的につくって皆様の目に触れるところに掲示するなどされてはいかがでしょうか。おひさまパークでどんなことをやっているのか、先ほども健康推進課の事業もあれば、子育て支援課の管轄の施設もあるということで、市報のようなものではなくて、親しみやすく、子どもから高齢者まで読みやすい柔らかい広報紙がいいのではないのかなと思いますが、お考えをお聞かせください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕君) お答えします。

おひさまパークにつきましては、議員おっしゃるとおり保育所、子育て支援センター、児童館、また多世代の交流及び健康増進の場を提供する施設として誕生しております。施設の3階の南部地域交流センターと南部児童館では、現在、先ほど課長が答弁しますが、コロナ禍の中、可能な範囲で健康づくり推進課の転倒予防教室などが開催されております。

このようなおひさまパークで行う各種活動をぜひ知っていただき、地元をはじめ多くの方々に愛される施設を目指してまいりたいと思います。

その中で、議員おっしゃるとおり、複合施設ならではの保育所、子育て支援センター、児童館を含めた施設全体の広報にも今後積極的に取り組んでいきたいと思います。

- 2番(日名子敦子君) せっかくの施設です。市民の皆様にも館内全ての行事・スケジュール等を周知して活用していただくためにも、どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、スポーツ施設の利用状況についてお伺いいたします。

実相寺の多目的グラウンドについて、規則により制限されているためなかなか利用できないという声がございますが、多くの方々に利用できるよう御検討いただけないでしょうか。

- スポーツ推進課長(中西郁夫君) 別府市営実相寺多目的グラウンド管理に関する規則第5条におきまして、特定の団体の独占使用を防ぎ、多くの方に利用していただきたいという観点から、使用制限を規定しておりますが、現状では申込み状況によって弾力的な運用を行っております。

今後においても、弾力的な施設運営を行い、より多くの市民の方々に御利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

- 2番(日名子敦子君) では、続いて別府市民球場の予約状況についてお尋ねいたします。

硬式の野球チーム、子どもたちの硬式野球チームなのですから、明豊高校の活躍のおかげか、部員が50名と増え、2チームにして練習と、さらなる向上を目指すために試合回数を増やしていこうということで2チームにしたそうです。夏休みに球場でしっかりと練習をさせたいという指導者や保護者が予約を試みたところ、8月分の予約が始まった7月の時点で全く空き状況がなく、ごくわずかの日数でしか予約ができなかったということですが、詳しい状況を説明してください。

- スポーツ推進課長(中西郁夫君) お答えします。

市民球場の指定管理者に確認いたしましたところ、8月分の抽せんの時点では、31日のうち27日は既に予約できない状況でありました。27日の内訳でございますが、大会等の予約が18日、球場の整備等で9日利用できない日があったということでございます。

- 2番(日名子敦子君) 子どもたちに使わせてあげたいという、せっかくの夏休みなのですから、31日中27日が予約できない状況ということで、整備等が9日間あったということで、私も専門家ではないのでグラウンドの整備に9日間要るのかなという、指定管

理者の皆様も知識と経験でこのようになさっているのかとは思うのですが、せっかくの夏休みに練習をしたかったなという御感想でした。

予約をされてもキャンセルになった場合、速やかに……（発言する者あり）予約されてもキャンセルになった場合、速やかにインターネットの予約システムを利用可能な状況にさせていただいたり、球場の整備についても工夫して日数、時間等を考えていただくなど、もっと利用者に、市民の皆様にも配慮した施設運営を目指していただきたいと思いますが、どのようなお考えか聞かせてください。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

今後は、指定管理者と連携を図り、キャンセルが発生した場合の情報発信の方法や整備時間の短縮など見直しを行い、効率的な施設運営に努める中で、議員御指摘のようにより多くの市民、子どもたちに施設を利用していただきたいと考えております。

○2番（日名子敦子君） 5月に引き続きラグビーの日本代表のキャンプが、またこの秋に行われると聞きました。ラグビー場だけに限らず各スポーツ施設の維持管理、その施設に適したメンテナンス等を知識・経験等必要な中で、しっかりとしたノウハウで運営をしていただいていると思いますが、どうぞ市民の皆様が予約を含めさらに使いやすい施設になることをお願いいたします。

別府市のスポーツ施設はたくさんありますが、野球、ラグビー、サッカー、テニス、様々なスポーツの関係者の皆様より御意見を頂戴しております。市民の皆様の利用しやすい環境整備について、今後のお考えを何かありましたら、市長から伺いたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えします。

議員言われるようにグラウンド、今、実相寺のグラウンドと、多目的のグラウンドと、それから市民球場ですね、この件が特に言及がありましたし、その他テニス場、球場、いろいろな公共施設、特に運動するための施設があると思います。これは全て市民の皆さんのものですから、言われるようにこれに関しては、我々管理は指定管理者に任せているところもありますが、このいわゆる運用の状況についてはしっかりと目を光らせていかなければいけないというふうに、本当に思っています。

特に言及のあった実相寺多目的に関しては、以前はクレイの土のグラウンドで、非常に利用頻度が高かったのですが、芝の管理があって、ラグビーワールドカップ等もあって、市民の皆さん方の利用が随分制限されてしまったと。ただ、これもずっと言ってきましたけれども、プロスポーツはやっぱりラグビーワールドカップが終わった以降はなるべく控えて、市民の皆さん方にできるだけ一日でも多く使用できるように、これは管理に努めてもらいたいというふうに思っていますし、野球場、市民球場に関してもちょっと、本当にそれだけの整備期間が要るのかな、月の3分の1も要るのかなというのは、私も野球をやっているからよく分かりますし、非常に私のところにもクレームが多いです。これに関してはとにかくしっかりと我々も施設を持っている者としてやっぱり指導といいますか、管理監督をしていかなければこれはいけないというふうに思っています。

いずれにしても、サービスの向上を図るためにも、これは定期的に指定管理の指定管理替えというのですかね、よりよいサービスを提供するものが管理をしてもらうというのが大原則だと思いますので、とにかく市民の皆さん方に一日でも多く利用していただくということがこれからは大切だというふうに思っておりますので、しっかりこのことは我々も心に留めて施設を管理していきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（日名子敦子君） 市民の皆様も本当に期待していると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の防災についてに移ります。

コロナ禍で今、各地区防災士会、これは任意の団体ではございますが、やはり訓練もま

まならず、今朝の新聞に、コロナ禍で、県は訓練や研修が52.9%しか目標達成できなかったとも出ていましたが、なかなか各地区防災士会も、有事の際どうしようと不安な日々を送っております。

市内の防災訓練の実施状況について教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

防災危機管理課が訓練や講話を行ったものとしたしましては、5月8日に予定されていましたが「防災まちあるき」を、ちょっとこのとき、コロナの感染拡大により7月10日に延期し実施いたしました。以降、5月17日に別府大学、6月24日に別府翔青高校2年、6月27日に山の手地区の防災研修会、7月15日に別府翔青高校3年生、8月24日に鶴見小学校6年生、8月31日に朝日・大平山地区でのひとまもり・まちまもり、9月1日に上人小学校4年2組で実施してまいりました。

今後の予定としたしましては、9月22日に手話サークル「にじ」の防災講話や学校と連携した防災に対する訓練や自主防災会独自での訓練、また令和4年2月20日には石垣モデル地区避難所運営訓練を予定しております。

開催に当たりましては、自主防災会主催の防災訓練ガイドラインに沿って独自に取り組んでいただいております。

また、感染が拡大している時期と重なった場合などは、延期や中止をさせていただいている場合があります。

○2番（日名子敦子君） 自主防災会主催の防災訓練ガイドラインに沿って独自で訓練してくださいという御案内もいただきましたが、そうおっしゃいまして、防災士も高齢化しています。スキルアップ研修も定員があり、なかなか受講できないのが現状です。アフターコロナに、市としっかりと協力して訓練が再開できればなど願っております。

続きまして、シェイクアウト別府についてお尋ねいたします。

シェイクアウト別府の実施状況について、訓練内容、目的、参加者数、参加機関はどのようなになっていますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

8月30日から9月5日は、国の定める防災週間であり、9月1日は防災の日です。別府市では、平成29年4月14日に第1回目として取り組んだ後、今まで毎年取り組んでおり、幅広い市民の皆様に関心を持っていただくため、シェイクアウト訓練を全市域で行っています。

訓練は、地震発生の合図としたしまして、正午12時に市内15か所のスピーカーからサイレンを20秒間鳴らし、その後、携帯電話等にエリアメール——これは緊急というのですか——が届くことによって訓練は一応終了となります。

今年の参加者数ですけれども、約110団体の1万8,000人ということです。

あと、参加団体としたしましては、福祉施設、医療機関、学校、幼稚園、保育園、企業、団体、行政機関、自治会、自主防災会、その他となっております。

○2番（日名子敦子君） 市内15か所からのスピーカーから20秒サイレンが鳴り、その後、エリアメールが届くということです。スピーカーからアナウンスをしても、場所によっては何を言っているか全く聞こえませんので、逆に不安が募ります。サイレンが鳴ったら情報がメールで届き、その緊急速報を確認するという習慣が身につけばなど思っております。

また、先日、別府トキハにて防災フェアを行ったということですが、実施内容や目的、参加者数はどのようなになっていますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

9月1日水曜日にシェイクアウト訓練を全市域で行うとともに、幅広い市民の皆様に関心を持っていただくために、別府市、株式会社トキハ別府店、コカ・コーラボ

トラーズジャパン株式会社の3社間の防災協定に基づきまして、令和3年9月4日土曜日と5日の日曜日の2日間、朝10時から夜の7時までの間、トキハ別府店の1階センターモールと各売場において「別府市防災フェア（災害への備え）」というのを、万全な感染症対策を実施した上で催させていただきました。

実施内容といたしましては、防災用品の展示販売や、発災当初、自助で必要とされる物品の展示販売、災害時の心得と日頃の準備等についてパネル展示し、職員による解説をさせていただきました。

参加者数は約220人で、内訳としましては、土曜日に約120名、日曜日に100人の参加をしていただいたところであります。

- 2番（日名子敦子君） 私も行かせていただきました。様々な防災グッズが展示してありまして、購入することもできるということでした。以前より防災意識の向上を目的に量販店等と提携して防災グッズの展示や提案を、そして販売をしたらと提案させていただいておりましたが、今回の開催は大変ありがたいと思っております。

今後、3年計画で3か所の備蓄倉庫の整備をしていくということですが、備蓄品の確保、またそれをデータ化するということですが、まずは自助の部分で各家庭での備えを周知していく必要があると思っております。備蓄品は、学校や各地区公民館にも備えています。有事の際、それら全ての備蓄品の運用・運搬等に関しましては、今後検討を重ねるということですので、またの機会にお尋ねしたいと思います。

先日の大雨の際も、避難指示等の判断のタイミングも大変でしたでしょうが、担当課の職員の皆様も市役所に泊まり込んで対応したとお聞きしました。

予想もできない天災も今後想定される中、防災に対するお考えがありましたら、局長、お聞かせください。

- 防災局長（白石修三君） お答えをいたします。

台風や大雨など風水害は、気象予報によっておおむねその状況が分かるようになり、気象状況によっては高齢者等避難・避難指示といった市民に対する避難情報を早い段階で発信することができるようになってきました。

一方、災害というと地震というのもあります。地震の予測は非常に困難であります。危惧されます南海トラフを震源とする地震は、30年以内に70から80%と可能性が高く、地震や津波などの災害に対する備えは、ますますその重要性が増しているというふうに考えております。先ほど課長からも答弁させていただきましたが、防災訓練、シェイクアウト訓練、防災フェアも、防災意識の向上と災害への備えにつながるものであります。

今般、コロナ禍であり、避難訓練等災害予防対策のため縮小または延長せざるを得ない状況にありました。このような状況の中でも可能な限り市民の皆様への情報発信等を含め、防災意識のさらなる向上と災害への備えに対する取組を行ってまいりたいと考えております。

- 2番（日名子敦子君） 私も一市民として備蓄の知識とか深めて、自宅に防災品などをちょっと点検する機会も今後増やしていけたらなと思っております。

以上で、質問の全てを終わらせていただきます。

- 12番（加藤信康君） 最後の質問者でありますけれども、少し時間が中途半端ですから、皆さん、御辛抱ください。

まずは、コロナ感染症対策に昼夜問わず奔走されております長野市長をはじめ職員の皆さんに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。これからも引き続きの御指導をいただきたいなというふうに思います。

今日の質問は、学校給食の調理場整備基本計画、そして職員の退職定年の延長についてであります。

まず、学校給食調理場整備基本計画についてであります。

さきの6月議会で建設業者が決まりました。そのときに資料といたしまして、新学校給食調理場のあらかたの予想図ですね、頂きました。頂きました図面は、要求水準書に基づいた本設計、設計図ですね。これを基につくられているというふうに思うのですが、1年前の9月議会で施設整備について少しお聞きをいたしました。そのときに具体的な内容につきましては、要求水準書に反映していきたいということでありましたので、この要求水準書についてちょっとお聞かせください。

作成されました要求水準書は、どのような過程で、誰がつくったのか教えてください。

(議長交代、議長松川章三君、議長席に着く)

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

要求水準書は、本市が目指す安全・安心で日本一おいしい給食の提供を実現するために必要な事業方式や事業の対象範囲、事業期間等についてその仕様を示す大変重要なものです。その作成に当たっては、新学校給食共同調理場整備基本計画の内容に基づき専門的な知見を有するコンサルの支援と、本市の学校給食アドバイザーである女子栄養大学名誉教授金田雅代先生の御指導を受けまして、本市が作成をしております。

○12番(加藤信康君) 今あります調理場は古いですから、参考にはならないというふうに思いますけれども、そういう意味でいいますと、別府市では初めて取り組む事業といってもいいのかなというふうに思います。

要求水準書の内容の多くは、多分ほかの自治体の例を参考にせざるを得ないだろうと思います。具体的にはほかの自治体の事例の改良をしたほうがよいとする部分、どこが調査をし、どういう場で反映されたのでしょうか。また、教育委員会の意向・指示がどの時点で取り込まれているのかを教えてください。

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

要求水準書の作成に当たっては、手作り給食を実施している静岡県袋井市中部学校給食センターや、3献立で運営している佐賀県鳥栖市学校給食センターなど、複数の先行自治体を視察しました。

また、設計施工一括方式により、本市と同規模の食数かつ複数献立で運営する共同調理場を整備した自治体の要求水準書を参考とするなど、コンサルと市がそれぞれの専門性を尊重しながら調査を進め、協議を重ねる中で教育委員会の8,500食・手作り・3献立のおいしい給食を提供するという意向を反映させました。

○12番(加藤信康君) 静岡県袋井市、そして佐賀県の鳥栖市の給食センター等を参考にされたということで、お聞きしますと、袋井市の給食センター、かなりやっぱり先進的、現時点で日本一ではないかなというようにお話でしたので、ぜひいいところを十分取り入れていただきたいなと思います。

1年前の9月議会におきまして、労働安全衛生法に基づきます施設の在り方について御質問いたしました。要求水準書ではどのように反映をされたのかお聞かせください。

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えをいたします。

要求水準書においては、施設本体の事務エリアと区分し、主に調理員の休憩室や更衣室等は2階部分に整備するように求めております。また、要求水準書の資料14、居室リストにおきまして、労働安全衛生法で示されている労働者が有効に利用することができる男女別の休憩室をはじめ更衣室、ロッカーやトイレなどの整備を詳細に求めており、配送につきましても、2階の調理員休憩室等を使用することを想定しております。

施設内の動線につきましては、2階部分に調理員とのスペースを集約し、専用の階段を設けるなど、そこで働く調理員等に配慮した設計としております。

○12番(加藤信康君) 労安法に基づく休憩・休息所というのは当然なのですけれども、数

でいえば 50、60、70 人という大量の方々働く場所です。何が起こるか分からない。急な病気やけがで、そういうことが起きて、一時的にはなるとは思いますけれども、すぐに対応できる、そういう施設の在り方・造り方をさせていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それから、調理員だけではありません。事務室は 1 階にあるのですが、例えば機械室、ボイラー室、それぞれの担当がいます。施設内のそういう担当の方々がどういう動きをして、流れて仕事をしていくかということを十分把握した上での施設づくり、そしてシステムをつくっていただきたいなと思います。

要求水準書もそうですけれども、第三者的な目でやっぱりつくっていくのですが、そこで働く当事者がどう考え、どういうふうに行動するかという、そういう視点も大事かなというふうに思いますので、ぜひそのことも頭に入れてお願いしたい。

併せて調理員、皆さん御存じのとおり手や肩、腰の痛みとか腱鞘炎とか、これはもう年齢にかかわらず発生する、起こり得る病気です。要はいわゆる職業病ですわね。だから、こういうことが起こるのだ。そのことも個人対応というのですかね、これはあなたのせいですよというのではなくて、当然それは雇用する側の責任として対応できる、これはやっぱり施設の在り方も十分そこで検討すべきことかなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それで 2 番目、日本一安全でおいしい給食を作るための体制についてです。

新学校給食調理場建設に当たりましては、教育委員会はこれまでずっと日本一安心・安全でおいしい給食を作るのだと、これを、そういう施設だということを一貫して言ってきております。では、そのためには何が一番大事なのか、そのことをどうお考えでしょうか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

本市が考える日本一おいしい給食とは、味のおいしさはもちろん、食物アレルギーの対応をはじめ地産地消や食育の充実など、子どもの健やかな成長に欠かすことのできない心にも体にもおいしい給食です。その実現のためには、要求水準書で求めた施設の整備に加えて、そこで働く調理員や配送員等が快適に働き続けられる環境を整えること、また、各学校と連携した食育活動を展開する栄養教諭や教職員などの人材を育成することが大切だと考えております。

○12 番（加藤信康君） 日本一を誰が判断するかというのは別として、目指す姿が日本一ということであっても、やはりそれは、私もそうですけれども、それはやっぱり人がつくり上げるものだというふうに思っています。機会や設備、システムが新しいとか古いとかだけで、もうこれは時間がたてば一緒なのですね、新しいのも時間がたてば古くなってきます。そこで働きますスタッフの気持ちがあれば、日本一とはならないというふうに思っています。そういう細心の心配りを今のうちに検討・協議をしていかなければならないというふうに思いますけれども、この点についてはどうお考えですか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

新学校給食共同調理場では、最新の調理機器を整備し、これまでできなかったグラタンやハンバーグなどバリエーション豊かな献立が提供できるようになりますが、議員御指摘のとおり、これらの最新の調理機器を有効に活用するためには、ここで働くスタッフのモチベーションは大切だと考えております。

例えば、小学校低学年の段階で全ての学校が調理場見学を計画したり、子どもたちが給食を食べた感想を調理員に届けたりするなど、給食を作る側と食べる側が双方向のコミュニケーションを図ることで、学校給食を支えるスタッフが自己有用感を感じるとともに、子どもたちのためという思いを持って業務に携われるような方法を検討してまいりたいと考えております。

- 12番（加藤信康君） そうですね、ここにおられる教育委員会の皆さんが、盛んに日本一の食事を作れ作れと言っても、できるものではありません。やはり最初のシステムが大事だなというふうに思います。今いる皆さんは、本当、先々は責任が取れないわけですから、苦勞して整備しても、担当者をはじめ教育委員会の職員も異動して変わっていく。日本一おいしい給食を子どもたちに届けるという今の思いが、次世代につながるような体制を構築していただくことを強く要望いたしたいと思います。

教育長、心構えをお聞きいたしたいです。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

この別府市の学校教育の調理場につきましては、昭和22年にその当時の北小学校から始まり、今日まで70年間稼働しております。このように別府市の学校給食は長い歴史を有しております。今回の新しい整備につきましては、大きな変革と捉えております。また、市民の皆様も大きな期待を寄せているのではないかと考えているところでございます。

議員さん御指摘のように、教育は人づくりだと思っております。そこに従事する人の子どもに対する情熱、愛情、また学校給食に対する専門的な高い識見が必要だろうと思っております。

今回は、今時代が変わり、また人が変わりましたが、この新しい整備基本計画にございますとおり、健やかな別府っ子を育む質の高い学校給食の提供、そういうものを理念としておりますので、それを大事にしまして、時代を超えて次の世代にしっかりとつながりますよう、安全で安心で、しかも日本一おいしい学校給食を提供しまして、ふるさと別府をこよなく愛していくそういう子どもたちを育てまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

- 議長（松川章三君） 休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

- 議長（松川章三君） 再開いたします。

- 12番（加藤信康君） 途中で中断となりましたけれども、大体3時半をめどに精いっぱいスピードアップさせていただき、回したいと思います。

学校給食センターの整備につきましては、私も注目しております。現時点でまだ運営方針等が提示されておられません。今後も興味深く、ほかの議員も違う視点からの興味を持っておりますので、私もこの運営方針等引き続き推移を見守って、次回もまた質問できるようにしたいなというふうに思っています。

それでは、市の職員定年延長についてに移ります。

制度の導入と今後のスケジュールについてです。

国家公務員の定年延長が決まりました。地方公務員法も一部改正をされまして、同様に地方自治体にも定年延長が進められるということになりましたけれども、別府市としてはどうお考えでしょうか。

- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

まず初めに、今回の地方公務員法の一部を改正する法律の内容について御説明をいたします。

まず、目的といたしましては、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する社会構造において、複雑かつ高度化する行政課題への対応などの観点から、能力と意欲ある高齢期の職員を最大限に活用し、次の世代への知識と経験・技術などを継承することを目的としております。

具体的には、現在の定年年齢である60歳を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度までに65歳としようとするものでございます。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、別府市においても同様にいたしたいと考えております。

- 12 番（加藤信康君） 今、課長が言われた理由に加えて、地方公務員の雇用と年金の継続という問題も含まれているかなというふうに思います。令和 5 年度の退職者から定年時が適用されるということですのでけれども、そうなりますと、令和 4 年度中には条例改正が必要になると思います。制度の周知を行うためには早い条例改正が必要と考えますけれども、どのようなスケジュールをお考えでしょうか。

- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

令和 4 年 9 月の定例会において条例改正案を上程し、議決をいただきましたら、令和 5 年 4 月より施行いたしたいと考えております。

なお、国の準則や運用指針及び大分県の改正内容などと十分に照らし合わせた上で改正を行いたいと考えております。

- 12 番（加藤信康君） 今回の定年延長は、60 歳を通過して定年が延長されても、定年が延長となったとしても、その延長された定年前に退職をすることも可能となっています。すなわち定年延長を選ぶか、もう新しい定年を待たずに辞めるという手もありますし、制度自体はそれを、どちらを選ぶ、強制はしていません。基本的には定年を延長していただきたいという方針みたいですが、現状では定年が延長されても一度退職をし、定年前、再任用短期職員として再任用を希望する職員も少なからずというか、かなりおるのではないかなというふうに思います。早い段階で希望者を把握するためにも、この条例改正というのは早くした上で周知をしていただきたいなというふうに思います。

2 番目に移ります。職員の年齢構成バランスです。

定年を延長することによりまして、職員全体に占めます高齢者の割合が増えてきます。懸念されるのが、年齢構成のバランスなのですけれども、高齢者が活躍すること自体は、社会にとってもいいことでありますし、それによって若い人たちの人材育成が滞ったり、キャリア意欲が停滞したり、世代交代が進まないという、そういうことが考えられます。組織には新陳代謝というのが必ず必要ですし、次の時代を担う職員、これを育成していくという観点からも若い職員の採用というのは大事だというふうに考えております。

定年延長によって採用が抑制されることがあってはなりませんし、制度完成までは 2 年に 1 度しか退職者が出ないということになります。新採用の在り方、退職者が出ない年の採用について、これも含めてどのようにお考えなのかお聞かせください。

- 職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

少子高齢化による生産年齢人口の減少は、今後も加速してまいります。特に大都市圏と比べまして、地方の加速度合いはより高くなるものと認識しており、今後、若い世代の雇用確保は大きな課題になるものと考えております。安定的かつ持続可能な行政サービスを維持するためにも、また災害や感染症対策などの突発的な有事に対応するためにも、継続した雇用により安定したマンパワーの確保を行うことが必要と考えております。

- 12 番（加藤信康君） 制度上退職者が出ない年においてもやはり採用はしていくのだという、そういう方針というふうに理解をいたします。定年延長になっても、これまでの職員というのは、60 歳を一つの節目としてそこを目指してきました。60 歳になったら退職金があるので、今までの家の借金を返そうとか、そういう人生設計をしている方もかなりおるのではないかなというふうに思います。そういうことで定年が延長されたからといって即座にその制度に右から左にみんな乗るといった状況ではないのではないかなというふうに思いますので、ぜひ若い職員を、すなわち「現役」という言い方があるのですね、60 を過ぎてても公務員としてカウントされますから、60 までのやはり元気のいい若い職員を継続して採用することで、この市役所の業務・事務がやっぱり盤石になるのではないかなと

いうふうに思いますので、ぜひとも継続した採用をお願いしたいなというふうに思います。次は、職員のモチベーションについてです。

国の制度は、60歳以上の方については、役職定年制が導入をされるようです。別府市も同様と考えてよろしいでしょうか。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

まず初めに、役職定年制度について御説明をさせていただきます。

管理職に就く職員の原則、60歳を超える年度で非管理職に異動させる管理監督職の勤務上限年齢制をもうけるものでございます。この目的といたしましては、組織の新陳代謝を維持するためです。若手・中堅職員の昇進の機会を確保し、組織全体としての活力を維持することは、人事運営においても必要不可欠と認識しておりますので、別府市においても原則であると考えております。

しかし、一方、除外抑止もございます。管理職としての職務と責任に特殊性があること、または欠員の補充が困難な場合は、条例の定めにより除外することができるものと認識しております。

○12番（加藤信康君） さきの予算決算特別委員会の中でも、審査の中で指摘もありましたけれども、今の再任用制度の中におきましても、再任用の管理職の方が多数いるということです。お答えの中でその年齢のはざまを補うという、そういう御発言もありましたけれども、ぜひ今の状況がそのまま推移することのないようお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと分かりやすい制度にしないと、役職定年制というのはなかなか機能しないのではないかなというふうには思っています。役職定年となりますと、その対象者は、役職定年の方もそうですけれども、管理職の方が役職定年、それ以外の方はそのままその職に残るということになるだろうと思うのですけれども、やはり給料が下がる、そして役職の精神的重圧から解かれる。そういうモチベーションというのか、労働意欲が下がる可能性があります。60歳以下の若い職員も賃金の妥当性、仕事量への不満、そして、今まで上司だった方が自分の部下になる。そのマネジメントは非常に困難だという、そういう理由からモチベーションの低下というのも考えられますけれども、どのようにその対応をされようと考えておられるのかお聞かせください。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

定年延長職員も現役職員も、職責に応じた職務を遂行することが大原則でございます。逆に定年延長をする職員は、公務における豊富な知識と経験を現役職員に継続する役割もあると考えております。定年延長制度においては、延長後の給与水準や退職手当額などの情報提供と定年退職、定年延長、再任用職員としての再雇用の意思確認を行うことが義務づけられております。定年延長をする職員においては、この役割を十分に理解していただくとともに、現役職員と相互の支え合いが重要だと考えております。

定年延長に限らず職務全般に通じる理念であり、役割だと考えておりますので、職員研修などを通じての啓発を行うとともに、バランスを配慮した人事配置などを通じて労働意欲の維持に努めてまいりたいと思っております。

○12番（加藤信康君） 職員研修というのも非常に大事だなというふうに思いますけれども、これまでずっと市の職員として働いてきたわけですから、ある程度のことは理解をいただいているというふうに思いますけれども、やはり職員がどういう役割を期待しているのかとか、これから勤務労働条件、職員が人事制度だとか給与制度が決まってくるわけですから、そういうところもしっかりと伝える、そして、あなたはこういう役割を担っているのですよということを、職員課としてやっぱりマンツーマンで話していかなければならないのかなというふうに思います。それが結局全体的な市役所の総合力が上がる秘訣

かなというふうに思いますので、これからもうちょっとその数字を見守っていきたいなと思います。

では4番目、健康管理の在り方についてです。

職員は、先ほど言いました60歳を一つの節目としてこれまで頑張ってきました。60歳を節目として頑張ってきましたが、やっぱりいろいろおるのですね。ばりばりに元気のいい方もおりますし、意欲がずっとある方、体に病気なり持って体調を壊している方、併せて、仕事の内容によりますけれども、体力・集中力が本当やっぱり衰えてきた方、いろいろおると思うのですけれども、健康状態がよくない中で働きますと、ミスも増える。特に現業、現場などでは労災に発展する可能性も増えてまいります。高齢職員の健康管理というのは非常に大事だというふうに思っていますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

高齢の職員に対する職場の安全衛生を確保し、公務災害を防止することは、事業主としての責務であると認識をしております。加齢に伴う身体機能の低下などは、誰もが避けられないものでございます。身体機能維持のための健康指導やセミナーなどを通じた啓発、健康診断による病気の早期発見などを若い段階から実施することが重要になるものと考えております。

○12番（加藤信康君） 労安法の62条では、「事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うよう努めなければならない」というふうになっています。健康診断などの健康管理の強化だけでなく、任用者別それぞれ個別の勤務スケジュールの調整、勤務内容や仕事量の調整、これを職員課がやっていかなければならない。非常に激務だなどというふうに思っております。

制度完成まであと10年かかるわけですね、令和5年から。そうなりますと、その間、この議会でも話がいろいろ出ましたけれども、今の現職60歳までの職員に、併せてフルタイムで定年延長された方々、それからこれまで再任用職員として働いている方、加えて定年延長になったけれども、そこまでいかずに辞めて短期で再任用されるのを望む方々、併せて600人以上の会計年度任用職員、これだけの職員を職員課として個別の対応をしなければならぬ。極めて複雑な人事管理をしていかなければならないというふうに思います。そういう意味で人事担当部署として、決意も含めて思いをお聞かせいただけたらと思います。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

少子高齢化による生産年齢人口の減少については、労働力の確保という点において大きな課題と考えております。

先ほども職員課長から答弁いただきましたが、市民の皆様の安心・安全を確保し、市民サービスの質を維持するためには、安定したマンパワーの確保は重要なものというふうに考えておりますけれども、一方で人件費の財政運営に占める位置づけも高いものであると認識をしております。このような状況に対応するためには、様々な職種や運用形態、職務経験等をバランスよく活用した人事運営が求められていくものと考えております。

公務最大の理念であります公共の福祉は、市民の皆様の安心・安全であると考えており、その目標を達成するためにも職員が一丸となって職務に専念できる環境づくり、人事運営に努めてまいりたいと、このように考えております。

○12番（加藤信康君） これまでもそういう思いでやってこられたかなというふうに思いますけれども、その人事を担当する職員課が、定年延長をする中でいろんな職歴を持った人たち、高齢者から現役職員、そして会計年度任用職員まで含めてこれだけ増えてくる中で、職員課があっぴあっぴあするというのは、やっぱり本末転倒になってしまいます。場合によっ

てはやっぱり職員をしっかり確保して、人事担当職場がちゃんと回る体制でそれぞれの職員を見ていただきたいなというふうに思います。

市役所というのは、市内で最大の事業所ということに思っています。そこが市だから、市役所だから法律を守り、いろんな職員に対する制度を国がしたからということをつくってきました。それにも従わなければならない。しかし、先ほど部長が言ったように財政にも上限、やっぱりキャパがある。法律も守らなければいかぬ、しかし、お金もそんなに使うわけにいかない。そうなりますと、もう本当、心配りをしていくしかありません。人の力に頼るしかないというふうに思いますので、これもまだこれから来年に向けて制度ができてくる中で、もう少し事業に参加をしていきたいというふうに思いますので、今後ともお付き合いいただきたいなと思います。

ありがとうございます。ちょうど30分前で終わりました。これで終わります。

○議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時29分 散会